

熊本県立熊本工業高等学校  
危機管理マニュアル

令和8年3月改訂版

## 目次

◆ 危機管理マニュアルの目的と法的根拠 .....	1
◆ 危機管理の基本方針 .....	1
◆ 教職員・関係者等への周知等 .....	2
◆ マニュアルの保管方法 .....	2
◆ マニュアルの見直しと改善 .....	3
◆ 改訂履歴一覧 .....	3
◆ 危機管理の前提となる危機事象等 .....	4
◆ 平常時の危機管理体制 .....	4
◆ 学校災害対策本部の設置 .....	5
◆ 校内における生徒の事故 .....	6
◆ 運動部・文化部活動における頭頸部外傷等事故防止 .....	7
◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策 .....	9
◆ 校外における生徒及び職員の事故 .....	10
◆ 校外活動における危機未然防止対策 .....	10
◆ 交通事故発生時の対応行動 .....	12
◆ 熱中症の予防措置および対応行動 .....	13
◆ 落雷事故防止および対応行動 .....	16
◆ インターネット上の犯罪被害防止対策 .....	17
◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応行動 .....	18
◆ 学校へ不審者が侵入した場合の対応行動 .....	19
◆ 弾道ミサイル発射に係る対応 .....	20
◆ 火災発生時の対応行動 .....	21
◆ 風水害発生時の対応行動 .....	22
◆ 地震発生時の対応行動（在校時） .....	24
◆ 地震発生時の対応行動（校外活動時） .....	26
◆ 地震発生時の対応行動（登下校時） .....	27
◆ 地震発生時の対応行動（在宅時） .....	28
◆ 火山噴火時の対応行動 .....	29
◆ 感染症（結核）の対応行動 .....	30
◆ 給食による食中毒 .....	32
◆ 給食の異物混入 .....	34
◆ 食物アレルギー・アナフィラキシー .....	36
◆ 光化学スモッグ .....	38
◆ 学校行事における事故発生に伴う報告の対象範囲及び連絡系統図 .....	40

◆ 校内生徒事故対応メモ（連絡時の備忘項目） .....	41
◆ 報道機関への対応.....	42
◆ 生徒の心のケア .....	43
◆ 教職員の心のケア.....	44
◆ 報告様式集.....	46
◆ 危機管理マニュアル（簡易版） .....	52
◆ 災害対応メモ .....	60

【別添】

1 熊本市避難所開設・運営マニュアル「事前準備編」

[https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c\\_id=5&id=25322&sub\\_id=6&flid=353669](https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=25322&sub_id=6&flid=353669)

2 熊本市避難所開設・運営マニュアル「避難所開設・運営編」

[https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c\\_id=5&id=25322&sub\\_id=11&flid=356351](https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=25322&sub_id=11&flid=356351)

3 熊本市避難所開設・運営マニュアル「様式集」

[https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c\\_id=5&id=25322&sub\\_id=6&flid=353671](https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=25322&sub_id=6&flid=353671)

## ◆ 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、熊本市地域防災計画において「建物がある指定緊急避難場所」に指定されている。

## ◆ 危機管理の基本方針

### (1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として行う。

○生徒の生命、安全の確保を第一とする。

○指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。

○地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

※本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置をとるものとする。

### (2) 危機管理のポイント

○生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。

○学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。

○指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。

○常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

### (3) 本校における危機管理の基本方針

○危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。

○学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。

○教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者会、地域住民等との連携を図る。

○危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。

○万が一、危機が発生した場合は、迅速に対応し、被害を最小限に抑える。

○危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆ 教職員・関係者等への周知等

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本マニュアルに定める事項全般</li> <li>・各教職員の役割</li> </ul>
職員会議等における周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節ごとの注意点</li> </ul>
毎月1回、異なる発生事象を想定して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生事象別の緊急対応手順</li> <li>・発災時の各教職員の役割</li> </ul>

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

①本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ（原データ）	ネットサーバー → 施設部フォルダ内 → 危機管理マニュアル
印刷製本版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・副校長・教頭・事務長・主幹教諭 計 5 部</li> <li>・運営委員 計 26部</li> </ul>

②緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、簡易版を下記の箇所に掲示する。

- ・校長室
- ・事務室
- ・体育施設（第1体育館・第2体育館・武道場・プール）
- ・家庭科室
- ・保健室
- ・各科職員室及び各科実習棟

③教職員への配布

各教職員には、簡易版を1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、簡易版を常に携帯するものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎年度当初、及び人事異動があったとき</li> <li>• 各種訓練・研修等を実施した後</li> <li>• 学校連絡協議会において関係機関と協議したとき</li> </ul>
随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 熊本市の地域防災計画、国民保護計画等、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき</li> <li>• 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生等、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき</li> <li>• 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき</li> </ul>

◆ 改訂履歴一覧

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	令和3年5月	
第2版	令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年6月9日付け文部科学省より「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」が公表されたのを受け、改訂。</li> <li>• 危機管理マニュアルと防災マニュアルを危機管理マニュアルに一本化。</li> </ul>
第3版	令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校へ不審者が侵入した場合の対応行動を追加。</li> <li>• 学科名「繊維工業」→「テキスタイルデザイン」への変更。</li> <li>• 「新型コロナウイルス」感染症の取扱いを見直し。</li> </ul>
第4版	令和7年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 頭頸部外傷への対応のフローチャートの変更。</li> <li>• 熱中症対策関連法の改正による変更。</li> <li>• インターネット上の犯罪被害防止対策のネットいじめについての対応等を追加。</li> <li>• Jアラート（全国瞬時警報システム）において、弾道ミサイル発射時の対応等を追加。</li> <li>• 災害対応メモの、「繊維工業」→「テキスタイルデザイン」への変更。</li> </ul>
第5版	令和7年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 落雷事故防止および対応行動について追加。</li> </ul>
第6版	令和8月3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事故関連対応のフローチャート内の変更</li> <li>• 熊工危機管理マニュアル（簡易版）の変更</li> <li>• 様式Fの変更</li> </ul>

◆ 危機管理の前提となる危機事象等

本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー 食中毒、異物混入	教材によるアレルギー・アナフィラキシー 食中毒、異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	地震	地震による倒壊等
	強風	台風等の強風による飛来物・停電等
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電等
	大規模事故災害 火災	危険物取扱施設の爆発事故 校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害等

◆ 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

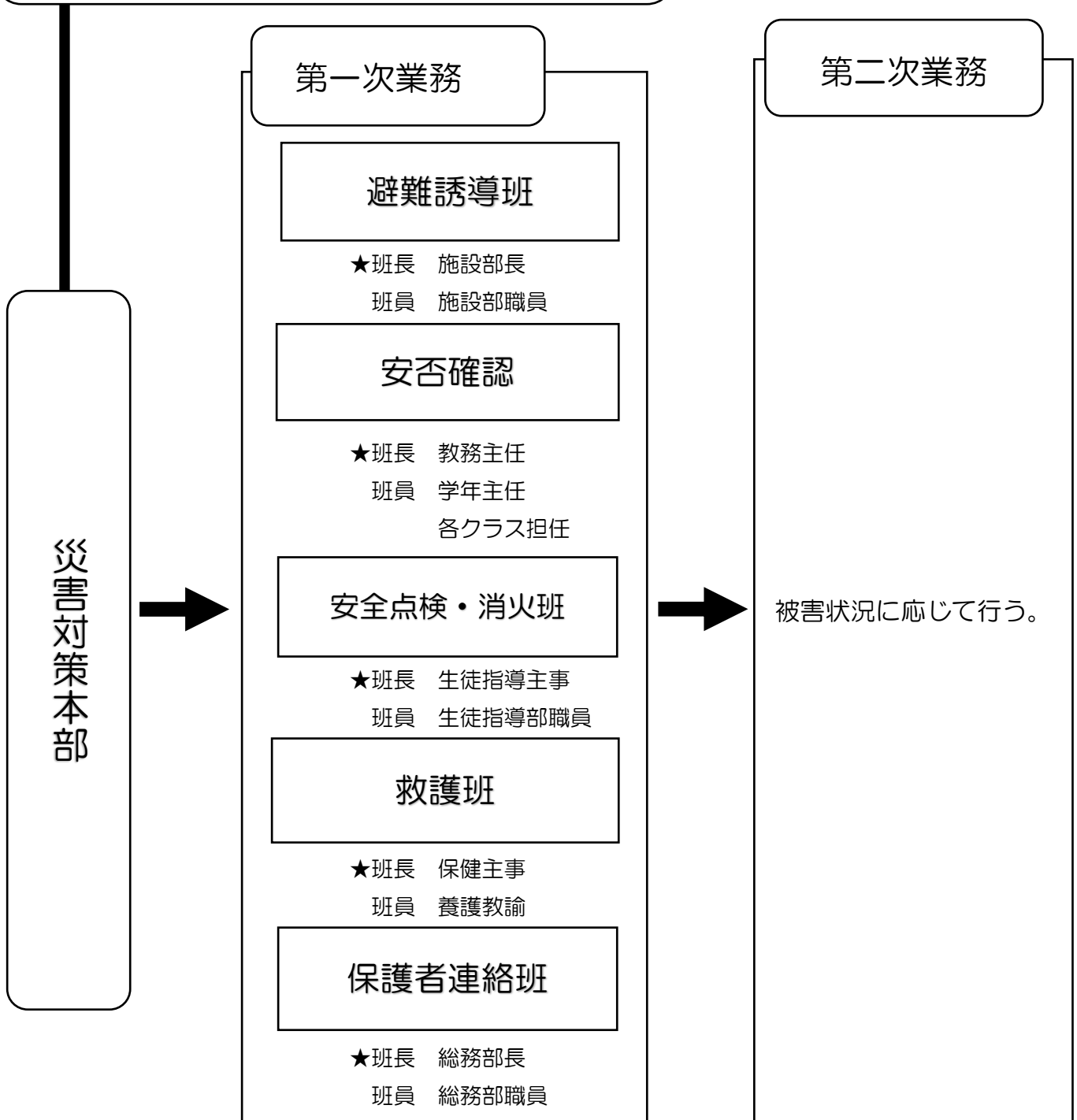
副校長、教頭、学校安全担当教諭は、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全身体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

◆ 学校災害対策本部の設置

【基本構成図】

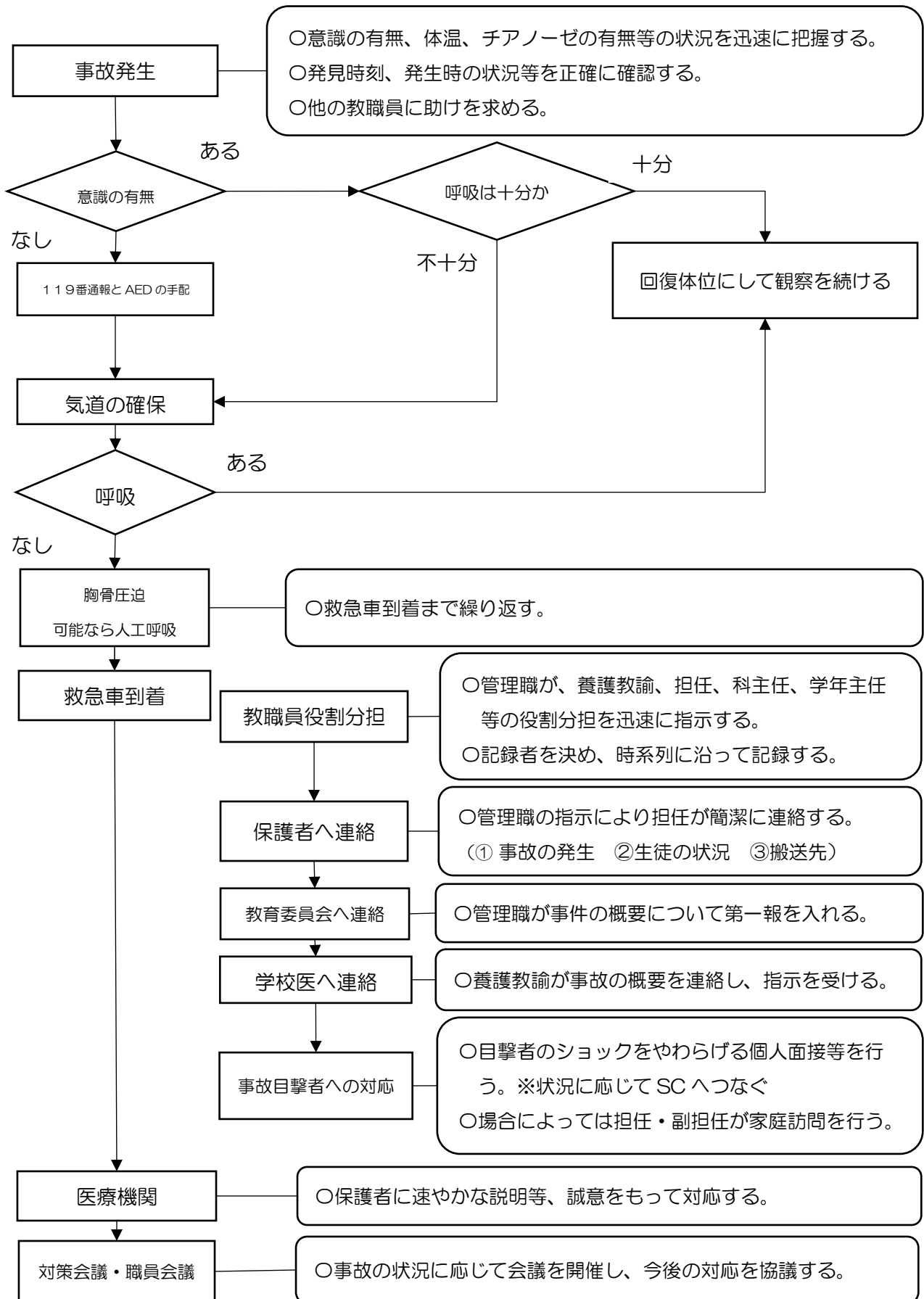
本部長：校長  
副本部長：副校長、教頭、主任事務長、主幹教諭  
本部員：運営委員（学年主任・各科主任・主事等）

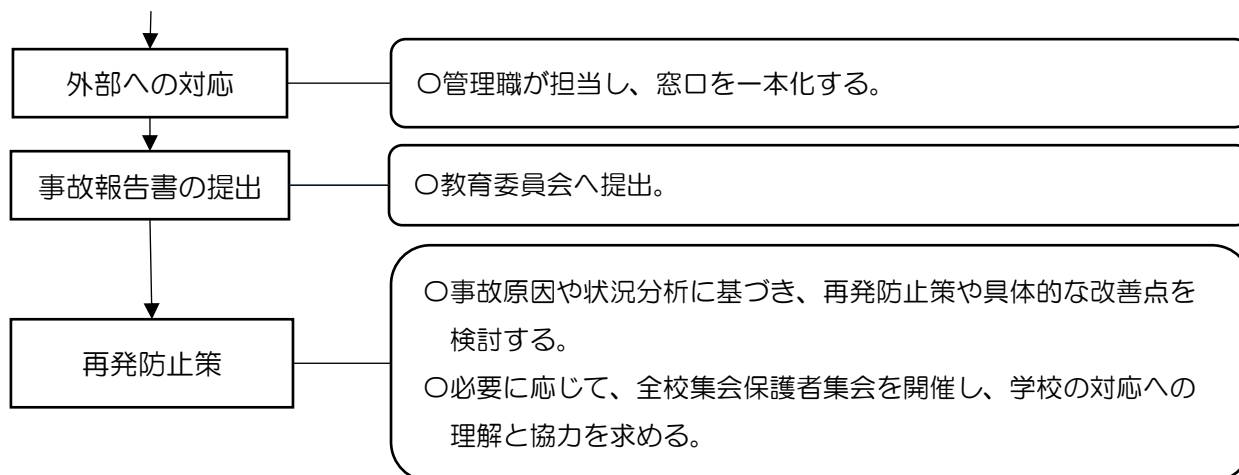


※上記以外の職員は、避難誘導・消火活動・救護活動等柔軟に対応する。

◆ 校内における生徒の事故

授業中・部活動中に生徒が突然倒れた場合





## ◆ 運動部・文化部活動における頭頸部外傷等事故防止

### (1) 指導計画を作成する上での確認事項

熊本県教育委員会「運動部活動の指針」「文化部活動の指針」、熊本工業高等学校「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」に則った活動を実施。校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

また、顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- ①個人（スポーツを実践している人）の要因
- ②方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因
- ③環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因
- ④指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因

○生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

○疲れや体調不良等、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

○運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

○大会参加に当たって、以下の点を確認する。

- ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
- ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換等、連携を十分に図る。

(2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部・文化部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

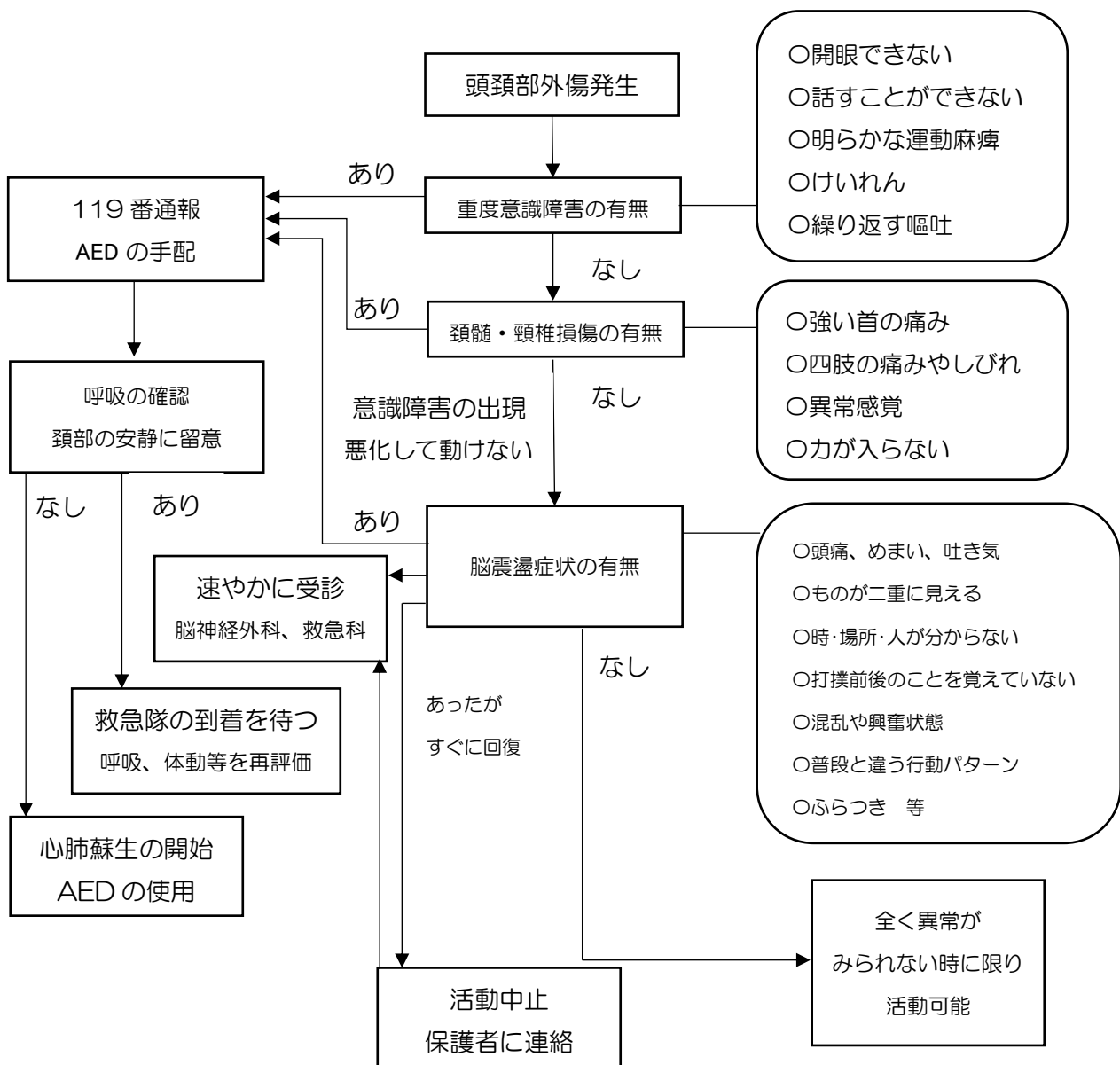
○基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。

○過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。

○長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する（体調不良等の観察、声掛け等）。

○自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときは、速やかに顧問教員に伝える。

(3) 頭頸部外傷への対応



※ 日本スポーツ振興センターより参照

## ◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、体育大会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場として保護者会等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

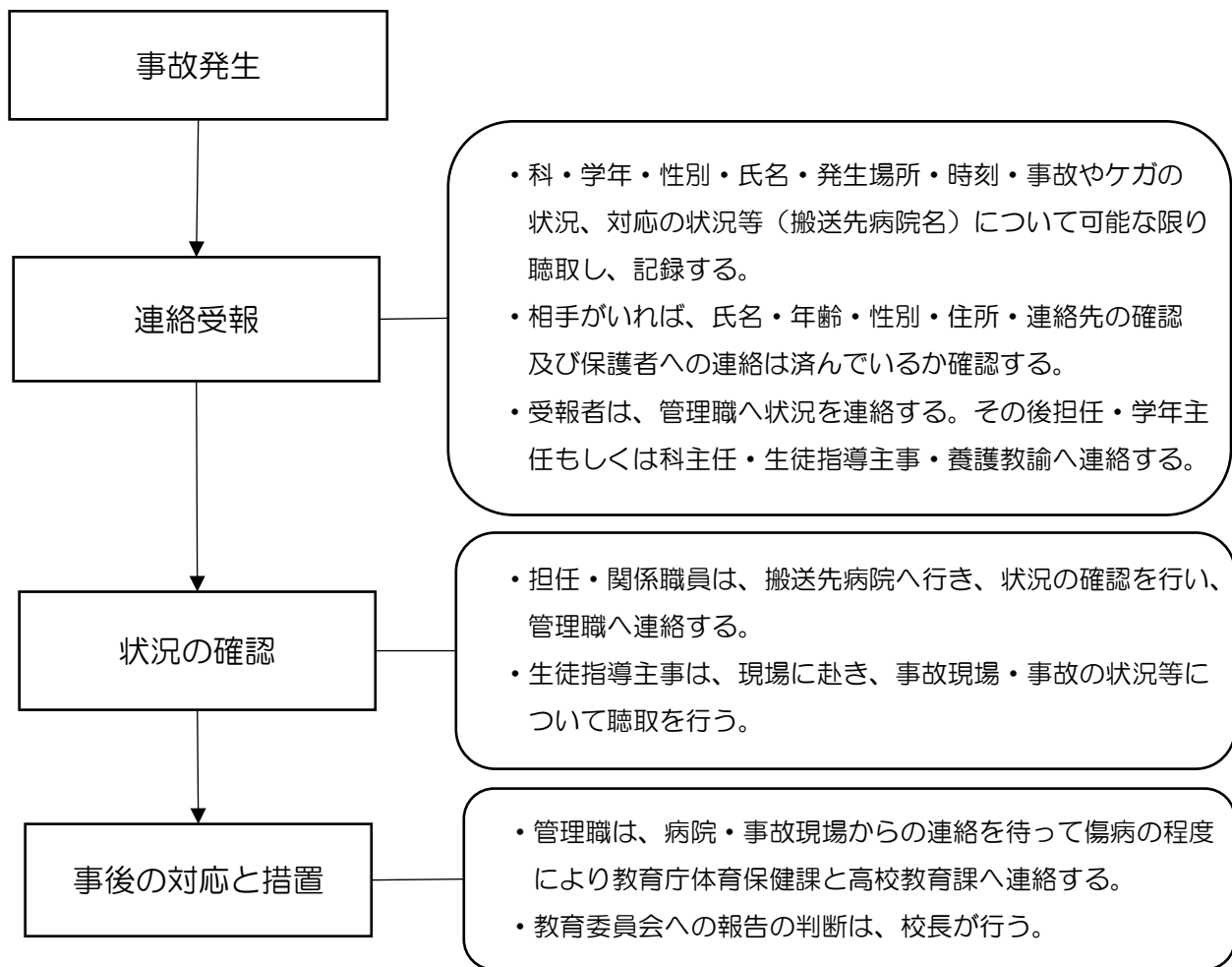
### (1) 事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。(行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さ等を確認)
- 特に体育大会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを実施する。

### (2) 校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- 生徒保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- 行事中、教職員は担当を決めて校内(非開放部分を含む)を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する(いた場合には声掛けし、身元を確認)。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

◆ 校外における生徒及び職員の事故



◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

<p>校外活動全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害等の自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。</li> <li>事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。</li> <li>訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。</li> <li>引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。</li> </ul>
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。</li> <li>▪ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。</li> <li>▪ 一人で避難できない生徒への対応について検討する。</li> </ul>
宿泊を伴う活動・食に関する活動※（食物アレルギー対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 食物アレルギーをもつ生徒の情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。</li> <li>▪ エピペン等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。</li> <li>▪ 工場見学や体験学習等、食に関する活動があれば、その内容を十分検討する。</li> <li>▪ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応体制、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用等、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。</li> <li>▪ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。</li> <li>▪ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。</li> <li>▪ エピペン等持参薬の使用方法を再確認する。</li> <li>▪ 搬送可能な医療機関の事前調査をする。</li> <li>▪ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意する。</li> </ul>

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（生徒同士の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（保護者会主催イベントの模擬店等）、アレルギーとなる食品の清掃等

## （２）校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

<input type="checkbox"/> 緊急連絡体制表	<input type="checkbox"/> 生徒名簿（緊急連絡先を含む）
<input type="checkbox"/> 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）	
<input type="checkbox"/> 緊急搬送先医療機関の情報	<input type="checkbox"/> 携帯用救急セット
<input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォン	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ端末	<input type="checkbox"/> 笛（危険を知らせるため）

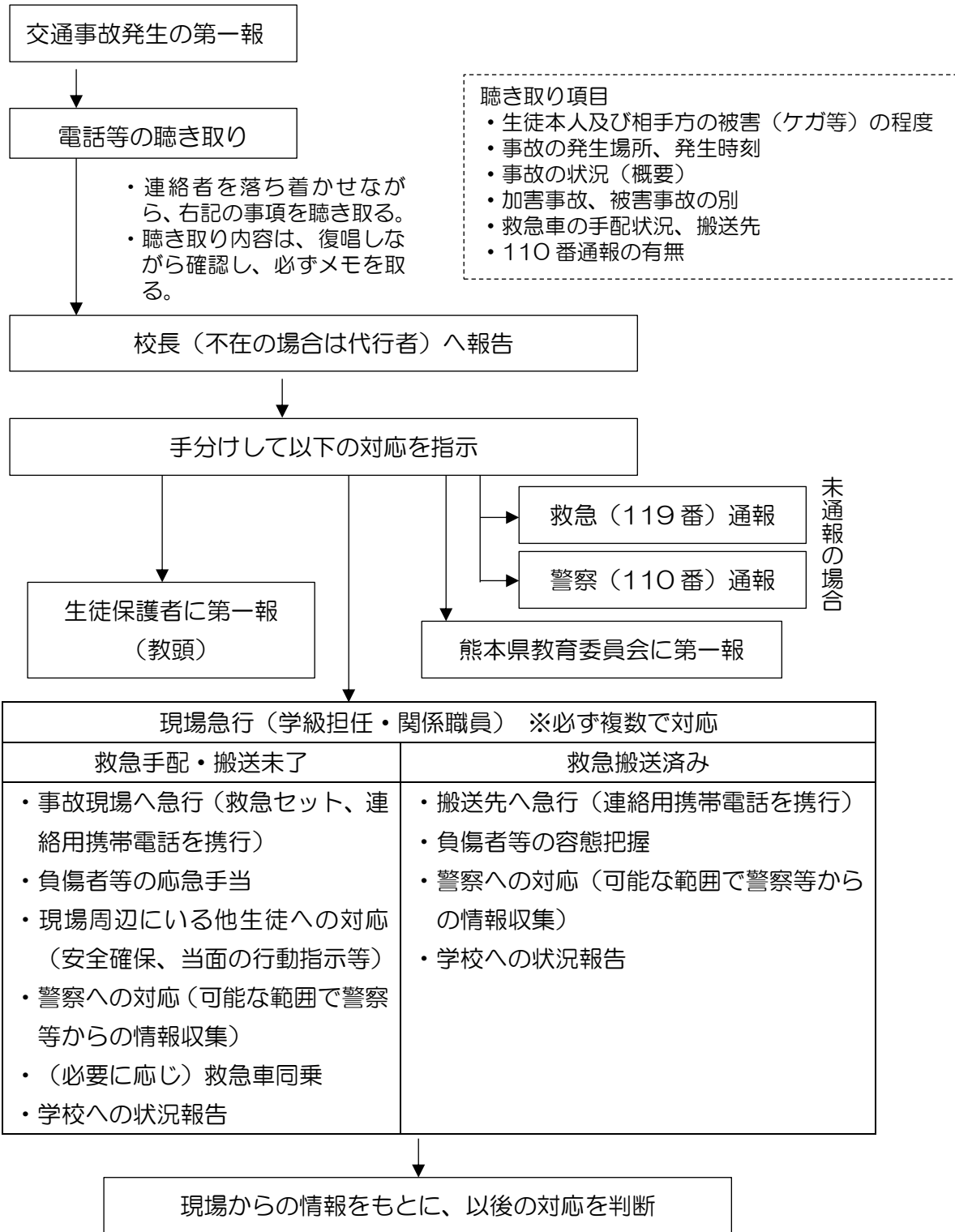
## （３）校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
  - 引率教職員の指示をよく聞くこと
  - 一人で行動しないこと
  - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること

- (食物アレルギーを持つ生徒がいる場合) 弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、教務室(掲示場所)に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆ 交通事故発生時の対応行動



◎複数生徒の被災等、重大・深刻な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的対応の体制を取る。



事後 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒への説明</li> <li>・保護者、報道機関対応（必要に応じて）</li> <li>・心のケア</li> <li>・事故速報を熊本県教育委員会へ（FAX）</li> </ul>
----------	---

◆ 熱中症の予防措置および対応行動

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注1)	日常生活における注意事項 (注1)	熱中症予防運動指針（注1）
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
28～31℃ (注2)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	<b>厳重警戒（激しい運動は中止）</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人（注4）は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	<b>警戒（積極的に休憩）</b> 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意（積極的に水分補給）</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以上	18℃以上	24℃以上			<b>ほぼ安全（適宜水分補給）</b> 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソン等ではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

(注2) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

## (令和6年4月気候変動適応法等一部改正法の施行)

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

### (2) 熱中症予防の原則

#### ○環境条件の把握

気温や湿度が高いときほど熱中症の危険性は高まる。校長は危険性を予測するために「暑さ指数(WBGT)」を計測し、指数によって運動の実施可否を判断する。

#### ○運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性は高まる。環境条件や体調に応じた運動強度にする。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にし、休憩を頻繁に入れる。

#### ○状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は水分をこまめに補給する。汗で失われた水分や塩分を補うためには、0.1～0.2%程度の塩分を補給できる経口補水液やスポーツドリンクを利用する。

#### ○暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症事故は、梅雨明け直後など、急に暑くなったときに多く発生する。これは体が暑さに慣れていないためである。急に暑くなったときは運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間は休憩を多くとりながら徐々に運動強度を増やしていく。

#### ○個人の条件を考慮すること個人の状態や体調の考慮

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながる。疲労、睡眠、発熱、風邪、下痢などのときは無理に運動をしない。学校で起きる熱中症事故の7割は肥満傾向の人に起きている。この他、体力の低い人、暑さに慣れていない人、「筋肉のこむら返り」など軽症でも一度熱中症を起こしたことがある人などは、暑さに弱いので注意が必要である。

#### ○服装・装具の配慮

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響するため、暑いときの服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材のものが適切である。運動時に身につけるプロテクターや防具等の保護具は、休憩時にはずすか緩めるなどし、体の熱を逃がすようにする。

令和3年5月 環境省・文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」

令和6年4月 環境省・文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(追補版) を参照

暑さ指数(WBGT)の数値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

### (3) 熱中症警戒アラート、警戒特別アラートの活用

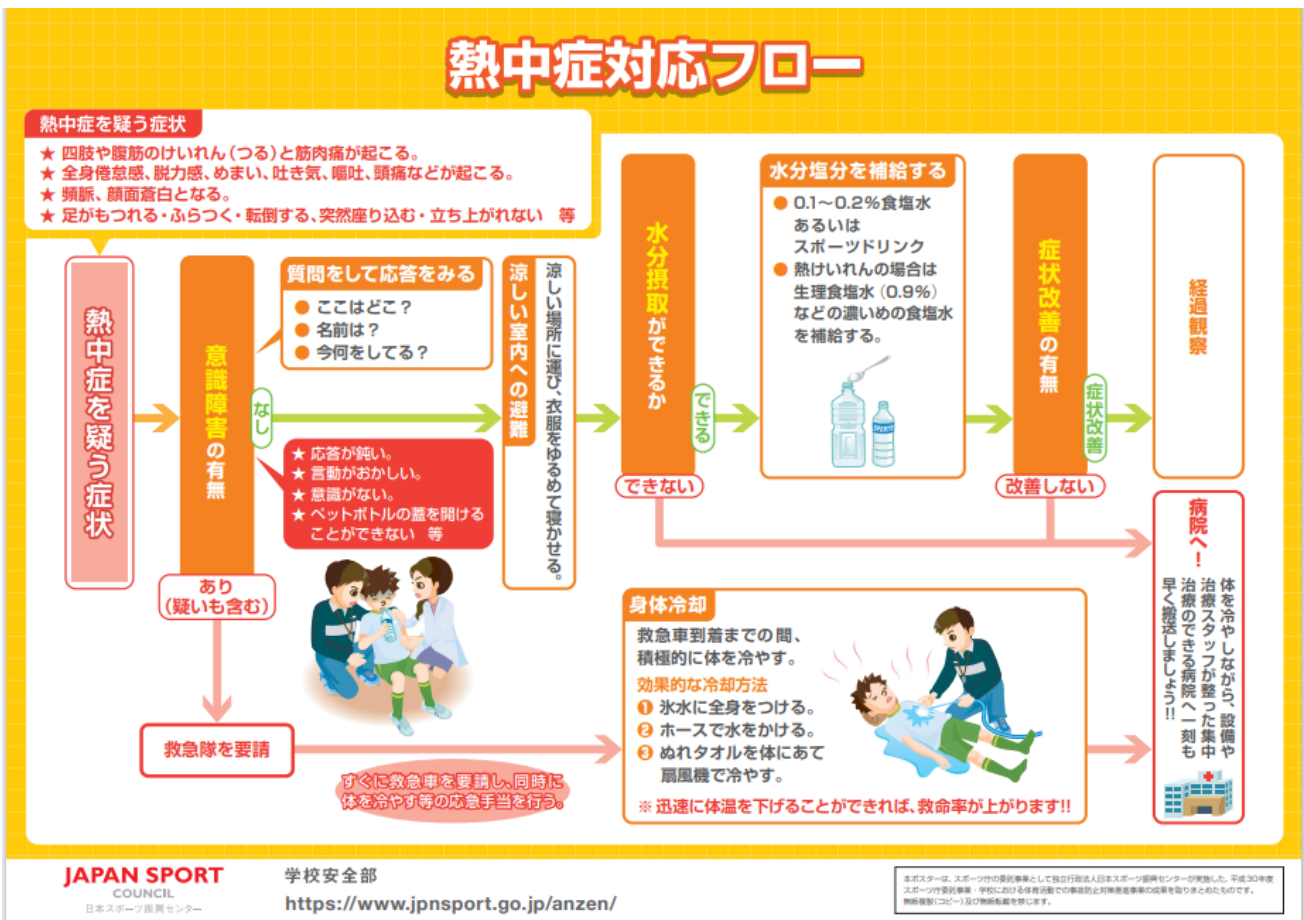
近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は増加傾向にあるところ、法改正により令和3年度より熱中症警戒アラート、令和6年度より熱中症特別警戒アラートを創設した。しかし国全体としてその活用は不十分な活用状況にあり、情報の入手に努め、その情報共有を的確に行う。

○アラート情報の入手・周知の明確化

気象庁の防災情報システム等を通して情報を入手できる。逆に誰かが入手しているだろうと思ってその情報が的確に共有されないことがないように、誰が、いつ入手し、誰に伝え、学校運営を決定する者、決定者不在の場合の代理者などを明確に定めておく。また、保護者や一般の方からの問合せにも丁寧に対応する。

(4) 熱中症への対応行動

熱中症が疑われる場合には放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識し、重症の場合には救急車を呼び、現場で体をすぐに冷却する必要がある。軽度の場合でも涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静にするとともに、水分・塩分補給を行う。症状が改善しなければ躊躇なく病院搬送をする。



## ◆ 落雷事故防止および対応行動

### (1) 落雷についての知識

校長をはじめ全教職員は以下のような落雷についての知識を理解し、情報の収集・把握に努め、屋外での教育活動の実施可否等に関する判断をする。また、落雷についての知識について生徒へ周知し、事故防止ができる行動が取れるように事前の防災教育を行う必要がある。

- 雷は、雷雲（積乱雲）の位置次第で、海面、平野、山岳等、場所を選ばずに落ちる。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向がある。
- グラウンドや屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなる。
- 事前に降雨や雷鳴が聞こえるなどの予兆がないときでも落雷は発生する。（降雨がない、雷鳴が聞こえないからといって落雷はないとはいえない。）
- 積乱雲接近は落雷の予兆と捉える。（真っ黒い雲が近づく、雷鳴や雷光がある、急に冷たい風が吹いてきたなども予兆として捉える。）
- 遠くで雷鳴があったとしても、その雷は自分のいる地点に落ちる可能性があったという認識をもつ。
- 従来落雷を誘引すると思われていた物を何も身に付けていなくても、雷が落ちることがある。

### (2) 情報の収集と把握

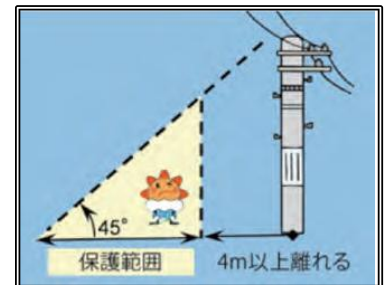
- ・テレビやラジオ、インターネット等で雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ・積乱雲は急に発達することがあるため、随時空の様子に注意し、最新の状況把握に努める。
- ・「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。
- ・事前に避難の場所と方法を確認し、屋外行事・活動の参加者に周知しておく。

### (3) 避難行動


- ・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・自転車に乗っている場合（登下校時）は、すぐに降りて姿勢を低くし、安全な場所に避難する。
- ・全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れる。

### (4) 安全の確認、活動再開の判断

- ・雷鳴が止んでから30分以上の発雷がない。
- ・テレビやラジオ、インターネット等で雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。



### 【情報収集のための参考資料】

気象庁ホームページ「雷から身を守るには」	気象庁ホームページ「雷ナウキャスト」
	

## ◆ インターネット上の犯罪被害防止対策

### (1) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の生徒への対応

#### ①被害生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。毎日の面談の実施、緊急連絡先の伝達など、被害生徒の立場に寄り添った支援を行う。また、学級担任だけでなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んでいく。

#### ②加害生徒への対応

加害生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応をとる。また、「ネット上のいじめ」についても他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に依りて、十分な配慮の元での指導が求められる。

#### ③全校生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が起こった場合には、全校生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導する。掲示板や SNS 等で誹謗・中傷を発見した場合には、教師や保護者、関係機関に相談するように伝える。

#### ④保護者への対応

「ネット上のいじめ」等が起こった場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問等を行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めていく。加害生徒が明らかな場合には、その保護者に対しても迅速に連絡し、「ネット上のいじめ」は許されない行為であり、家庭でのスマートフォンやインターネット等の利用の在り方についての説明を行う。また、必要に応じて保護者会を開催するなどして学校の対応や取り組みに対する保護者の理解を得る。

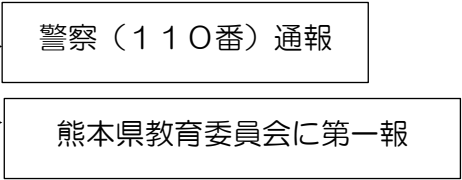
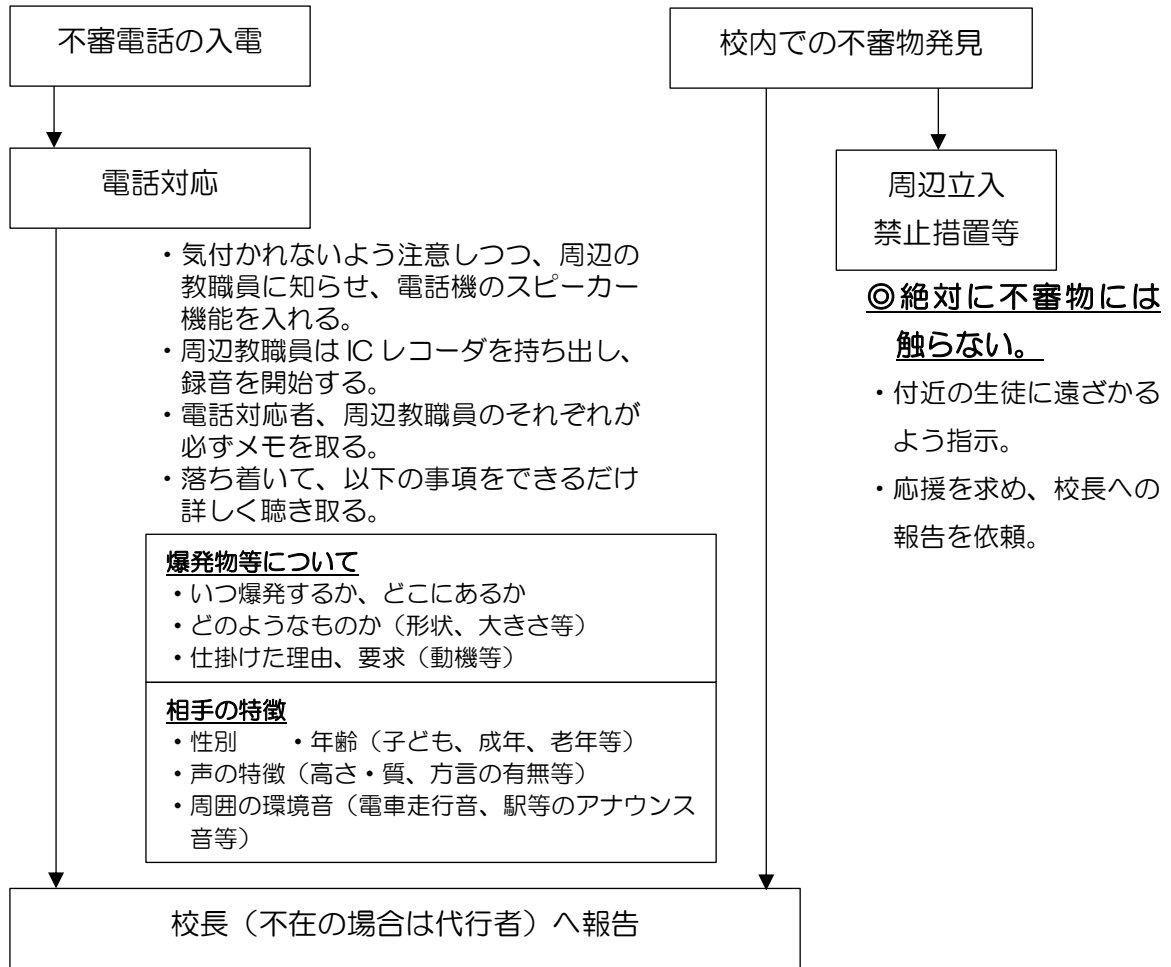
### (2) インターネット上の書き込みに関する相談・通報窓口

生徒が被害に遭った場合、生徒は教職員や保護者に速やかに相談するよう指導する。日頃から教職員に相談しやすい関係性を構築しておくことが重要である。学級担任や生徒指導部など複数で対応し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら解決につなげていく。

警察庁 HP より 「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/defamation.html>

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応行動



生徒・教職員等に、以下の対応を指示 ※速やかに保護者に連絡

	生徒登校前	生徒在校中	生徒登下校時
生徒	自宅待機	避難場所へ集合 →下校	登下校中の生徒は帰宅 学校にいる生徒は、避難場所へ集合→下校
教職員	避難場所へ集合	避難場所へ集合 →学校周辺の巡回	避難場所へ集合 →学校周辺の巡回

◎ 教職員による搜索・点検等は実施しない

危害予告・不審物発見時の避難場所：ラグビー場

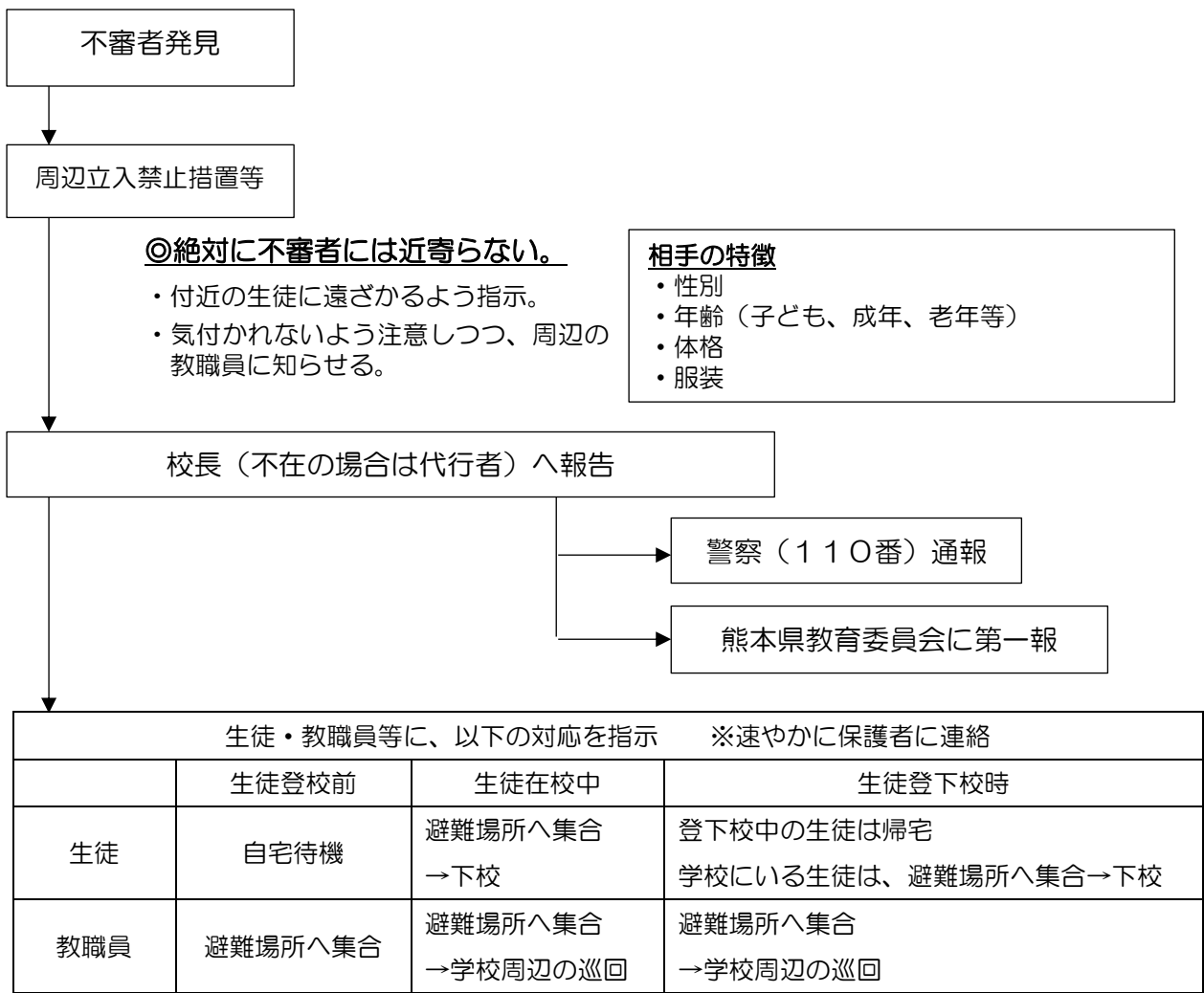
事後対応

- ・安否確認等
- ・保護者、報道機関対応（必要に応じて）・心のケア

◆ 学校へ不審者が侵入した場合の対応行動

不審者侵入防止の3段階チェック体制

段 階	具体的な対策
1 校門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正門と北門の活用</li> <li>・ 校門の施錠管理</li> <li>・ 来訪者向け案内の設置</li> </ul>
2 校門から校舎への入り口まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者の校舎の入口や受付（事務室）への案内・誘導・指示</li> <li>・ 通行場所の指示</li> <li>・ 死角の排除</li> </ul>
3 校舎への入り口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口や受付の指定・明示</li> <li>・ 受付での来訪者の確認</li> <li>・ 名札の着用</li> </ul>



◎ 教職員による搜索等は実施しない

不審者発見時の避難場所：ラグビー場

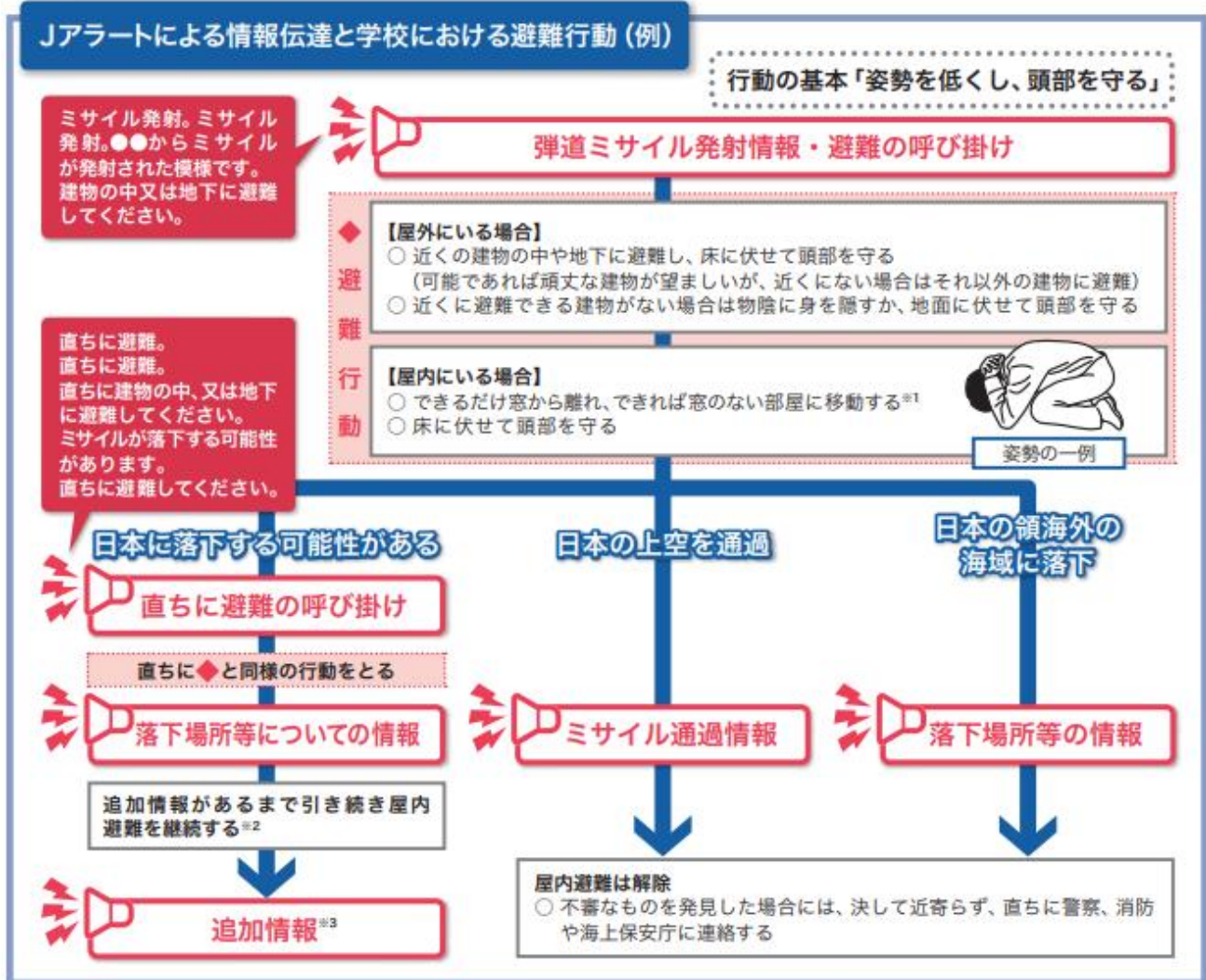


事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否確認等</li> <li>・ 保護者、報道機関対応（必要に応じて）・心のケア</li> </ul>
------	--

◆ 弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合には全国瞬時警報システム（Jアラート）等により情報伝達される。着弾した際には、爆風や破片等による危険が想定されるため、正しい知識を身につけ、適切な避難行動をとることが大切である。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



(2) 臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 日本の領土・領海に落下した場合、落下情報が発信されたということは避難解除を意味するため、日常生活に戻ることが可能である。
- 交通機関の運行状況等を鑑み、生徒・保護者への連絡方法を検討しておく。
- 特に臨時休業については学校教育法に基づき校長が判断する。

(3) 体制整備

- Jアラートにより発信された情報をどのように伝達するか検討し、いち早く共有できる仕組みを構築する。また、避難場所を決めておき、訓練等を実施する。
- 各自治体の国民保護計画を踏まえ、各自治体の危機管理部局はもとより、警察や消防などの関係機関と連携を強化する。

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」参照

◆ 火災発生時の対応行動

## 火災発生

○火災の第一発見者は、大声で「火事だー！火事だー！」と叫び、近隣者に知らせる。近くの消火器で初期消火を行う。

### 安全確認

#### 教職員

- 落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るよう指示する。
- 安心させるような声をかけ続ける。
- 避難口を確保する。
- 休み時間等で生徒が離れている場合は、直ちに生徒がいる場所へ行き、指導する。
- 火気の使用中であれば、慌てずに火の始末をする。
- 授業担当者及び避難誘導班の職員は、避難経路及び避難場所の安全確認をする。
- 授業担当者及び安全点検・消火班の職員は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。火災が発生した場合は、初期消火を行う。
- 救護班の職員は、手当てが必要な負傷者に応急手当てを行う。

#### 生徒

- 火元から遠い避難経路を通り避難する。
- 「お（押さない）・は（走らない）・し（しゃべらない）・も（戻らない）」に従い、避難する。

### 情報収集・避難指示

#### 本部

- 情報収集とともに、安全な場所への避難を指示する。
- 本部職員は、火元・出火原因の特定に努める。
- 状況に応じて119番通報する。
- 校長の指示のもと、避難誘導班の職員は、避難の指示をする。  
※停電等により、放送設備が使用できない場合を想定し、ハンドマイク等を準備しておく。

### 避難誘導

#### 教職員

- 生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、特別教室（実習棟等）、トイレ、保健室等にいる生徒の所在に注意する。
- 火災場所及びその上層階にいる生徒の避難を優先する。
- 近くにいる教職員が協力して、集団の前後を守りながら移動する。
- 負傷者の有無を確認し、必要に応じて協力者を得る。

#### 生徒

- 避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- 「お（押さない）・は（走らない）・し（しゃべらない）・も（戻らない）」に従い、避難する。

安否確認

教職員

○クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。

担任及び授業担当者 → 学年主任・科主任 → 教頭 → 校長

○救護班は、負傷者の確認と負傷者の応急手当てを行う。

本部設置  
災害対策

校長・教職員

○校長の指示により、各班は業務にあたる。

被害状況確認

教職員

○安全点検・消火班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

○危険個所があった場合は、応急処置や立入禁止措置（張り紙・ロープ等）を行う。

○人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。

事後の対応措置

本部

○本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校等について保護者へ連絡する。

○対応処置について、熊本県教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

○保護者連絡班は、保護者へ連絡する。「すぐーる」、電話等ができない場合を想定し、連絡方法について取り決めておく。

◆ 風水害発生時の対応行動

風水害発生

安全確認

生徒

○周囲の状況・気象情報等により、風水害発生の恐れが予想される場合、身の安全を第一に考える。

教職員

○落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るよう指示する。

○安心させるような声をかけ続ける。

○避難口を確保する。

○休み時間等で生徒が離れている場合は、直ちに生徒がいる場所へ行き、指導する。

○火気の使用中であれば、慌てずに火の始末をする。

○授業担当者及び避難誘導班の職員は、避難経路及び避難場所の安全確認をする。

○授業担当者及び安全点検・消火班の職員は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。火災が発生した場合は、初期消火を行う。

○救護班の職員は、手当てが必要な負傷者に応急手当てを行う。

情報収集・  
避難指示

本部

- 情報収集とともに、安全な場所への避難を指示する。
- 校長の指示のもと、避難誘導班の職員は、避難の指示をする。  
※停電等により、放送設備が使用できない場合を想定し、ハンドマイク等を準備しておく。

避難誘導

教職員

- 生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、特別教室（実習棟等）、トイレ、保健室等にいる生徒の所在に注意する。
- 近くにいる教職員が協力して、集団の前後を守りながら移動する。
- 生徒の不安緩和に努める。
- 負傷者の有無を確認し、必要に応じて協力者を得る。

避難誘導

生徒

- 身の回りの物で頭を守り、スリッパ（上履き）のまま行動する。
- 避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- 「お（押さない）・は（走らない）・し（しゃべらない）・も（戻らない）」に従い、避難する。

安否確認

教職員

- クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。  
担任及び授業担当者 → 学年主任・科主任 → 教頭 → 校長
- 救護班は、負傷者の確認と負傷者の応急手当てを行う。

本部設置  
災害対策

校長・教職員

- 校長の指示により、各班は業務にあたる。

被害状況確認

教職員

- 安全点検・消火班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険個所があった場合は、応急処置や立入禁止措置（張り紙・ロープ等）を行う。
- 人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。

事後の  
対応措置

本部

- 本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校等について保護者へ連絡する。
- 対応処置について、熊本県教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

- 保護者連絡班は、保護者へ連絡する。「すぐーる」、電話等ができない場合を想定し、連絡方法について取り決めておく。

◆ 地震発生時の対応行動（在校時）

## 地震発生

安全確認

### 生徒

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。  
【教室・実習室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。  
【廊下】壁・窓から離れ、ガラス等の落下物から身を守る。  
【体育館等の体育施設】安全な場所に移動し、天板や天井灯の落下に注意する。  
【グラウンド】落下物を避けるために速やかに校舎から離れ、中央部分に避難する。

### 教職員

- 落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るよう指示する。

（例）教室にいる場合 → 机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。  
教室以外にいる場合 → 安全な場所に身を隠し、頭部を守りなさい。

- 安心させるような声をかけ続ける。
- 避難口を確保する。

#### 【揺れが収まった後】

- 休み時間等で生徒が離れている場合は、直ちに生徒がいる場所へ行き、指導する。
- 火気の使用中であれば、慌てずに火の始末をする。
- 授業担当者及び避難誘導班の職員は、避難経路及び避難場所の安全確認をする。
- 授業担当者及び安全点検・消火班の職員は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。  
火災が発生した場合は、初期消火を行う。
- 救護班の職員は、手当てが必要な負傷者に応急手当てを行う。

情報収集

### 本部

- 情報収集とともに、安全な場所への避難を指示する。
- 本部職員は、携帯型テレビ、ラジオ、インターネット等により、震源地・震度・津波等に関する最新情報を収集する。
- 悪天候（強風雨、低温等）や地割れ・土砂崩れ・液状化現象等で避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

避難指示

### 本部

- 校長の指示のもと、避難誘導班の職員は、避難の指示をする。  
※停電等により、放送設備が使用できない場合を想定し、ハンドマイク等を準備しておく。

（例）地震がおさまりましたが、余震の心配があります。  
先生の指示に従って、落ち着いてグラウンドへ避難してください。

避難誘導

教職員

- 生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、特別教室（実習棟等）、トイレ、保健室等にいる生徒の所在に注意する。
- 近くにいる教職員が協力して、集団の前後を守りながら移動する。
- 火災場所及びその上層階にいる生徒の避難を優先する。
- 落下物に注意し、頭部を保護するよう指示する。
- 生徒の不安緩和に努める。
- 負傷者の有無を確認し、必要に応じて協力者を得る。

生徒

- 身の回りの物で頭を守り、スリッパ（上履き）のまま行動する。
- 避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- 「お（押さない）・は（走らない）・し（しゃべらない）・も（戻らない）」に従い、避難する。

安否確認

教職員

- クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。  
担任及び授業担当者 → 学年主任・科主任 → 教頭 → 校長
- 救護班は、負傷者の確認と負傷者の応急手当てを行う。

本部設置  
災害対策

校長・教職員

- 校長の指示により、各班は業務にあたる。
- 必要に応じて避難住民の対応にあたる。

被害状況確認

教職員

- 安全点検・消火班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険個所があった場合は、応急処置や立入禁止措置（張り紙・ロープ等）を行う。
- 人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。

事後の対応措置

本部

- 本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校等について保護者へ連絡する。
- 対応処置について、熊本県教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

- 保護者連絡班は、保護者へ連絡する。  
「すぐーる」・電話等ができない場合を想定し、連絡方法について取り決めておく。

◆ 地震発生時の対応行動（校外活動時）

## 地震発生

### 安全確保

#### 生徒

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関を利用している場合は、乗務員に指示、放送等による指示、誘導に従う。

#### 教職員

- 落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るよう指示する。
- 地形や周囲の状況を判断して、安全確保を指示する。
- 震源地・震度・津波等に関する情報収集に努める。
- 班別行動中の場合は、安否確認と保護活動を行う。
  - ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線等で情報を収集し、避難・待機等を判断する。
  - ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報の発表を待たずに高台等に避難させる。
- 手当てが必要な負傷者に対しては応急手当てを行う。

### 避難誘導

#### 生徒

- 教職員の指示に従い、迅速に行動する。近くに教職員がいない場合には、安全な場所に急いで避難する。

#### 教職員

- 安全な避難場所を判断し、生徒の避難を誘導する。
- 避難後、状況を学校に連絡する。

### 安否確認

#### 教職員

- 活動場所や避難場所をまわり、所在・安否を確認する。
- 生徒の安否確認を最優先に行う。

### 事後の対応措置

#### 教職員

- 教職員は、被害状況、生徒、教職員の安否状況を学校に連絡しながら対応する。
  - （復路の状況把握指示、帰校方法、帰校時刻の指示）
- 安否確認後、活動状況の可否を判断し、生徒に伝える。
- 今後の対応について、必要に応じて保護者に連絡を行う。
- 対応処置について、熊本県教育委員会に報告する。（協議する）

◆ 地震発生時の対応行動（登下校時）

## 地震発生

### 安全確保

#### 生徒

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- 古い建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。
- 津波注意報・警報等が発令された場合は、あらかじめ指定されている高台等へ避難する。

#### 教職員

- 学校にいる生徒には、落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るよう指示する。
- 震源地・震度・津波等に関する情報収集に努める。
- 安否確認、状況によって登下校途中の生徒の保護活動を行う。
- 学校にいる生徒の避難誘導・点検等は在校時の対応を基本とする。

### 本部設置 災害対策

#### 校長・教職員

- 校長の指示により、各種業務にあたる。
- 生徒の安否確認を最優先にする。

### 安否確認

#### 生徒

- 揺れが収まったら、学校・自宅等あらかじめ決めておいた安全な場所に避難する。

#### 教職員

- 学校に避難した生徒の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- 保護者へ連絡する。（「すぐーる」、電話、緊急連絡網、クラスルーム等）

【メールの例】地震でのお子様の安否確認を行います。3つの中のいずれかを選びご返信ください。 ①自宅 ②保護者と一緒 ③不明

### 被害状況確認

#### 教職員

- 安全点検・消火班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は、応急処置や立入禁止措置（張り紙・ロープ等）を行う。

### 事後の対応措置

#### 本部

- 生徒全員の安否確認後、授業実施、休校等の措置、登校している生徒の下校を保護者に連絡させる。
- 対応処置について、熊本県教育委員会に報告する。（協議する）

#### 教職員

- 保護者連絡班は、保護者へ学校の対応について連絡する。「すぐーる」、電話等ができない場合を想定し、連絡方法について決めておく。

◆ 地震発生時の対応行動（在宅時）

## 地震発生

災害対策本部

校長・教職員

- 校長の指示により、各業務にあたる。  
※自らが被災し、家族、家屋が被災する等の状況では、配置に時間がかかることがあり、自らの安全を確保したうえで業務にあたる。
- 必要に応じて避難住民の対応にあたる。

安否確認

生徒

- 必要に応じて、学校に連絡する。（親戚宅等へ避難している場合や怪我をしている等）

教職員

- 教職員の安否を確認する。
- 生徒の安否を確認する。（電話連絡、「すぐーる」、クラスルーム等）  
※連絡方法はあらかじめ、複線化しておく。
- クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。

担任及び授業担当者 → 学年主任・科主任 → 教頭 → 校長

被害状況の確認

教職員

- 安全点検・消火班は、施設通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う。（張り紙・ロープ等）
- 第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。

事後の対応措置

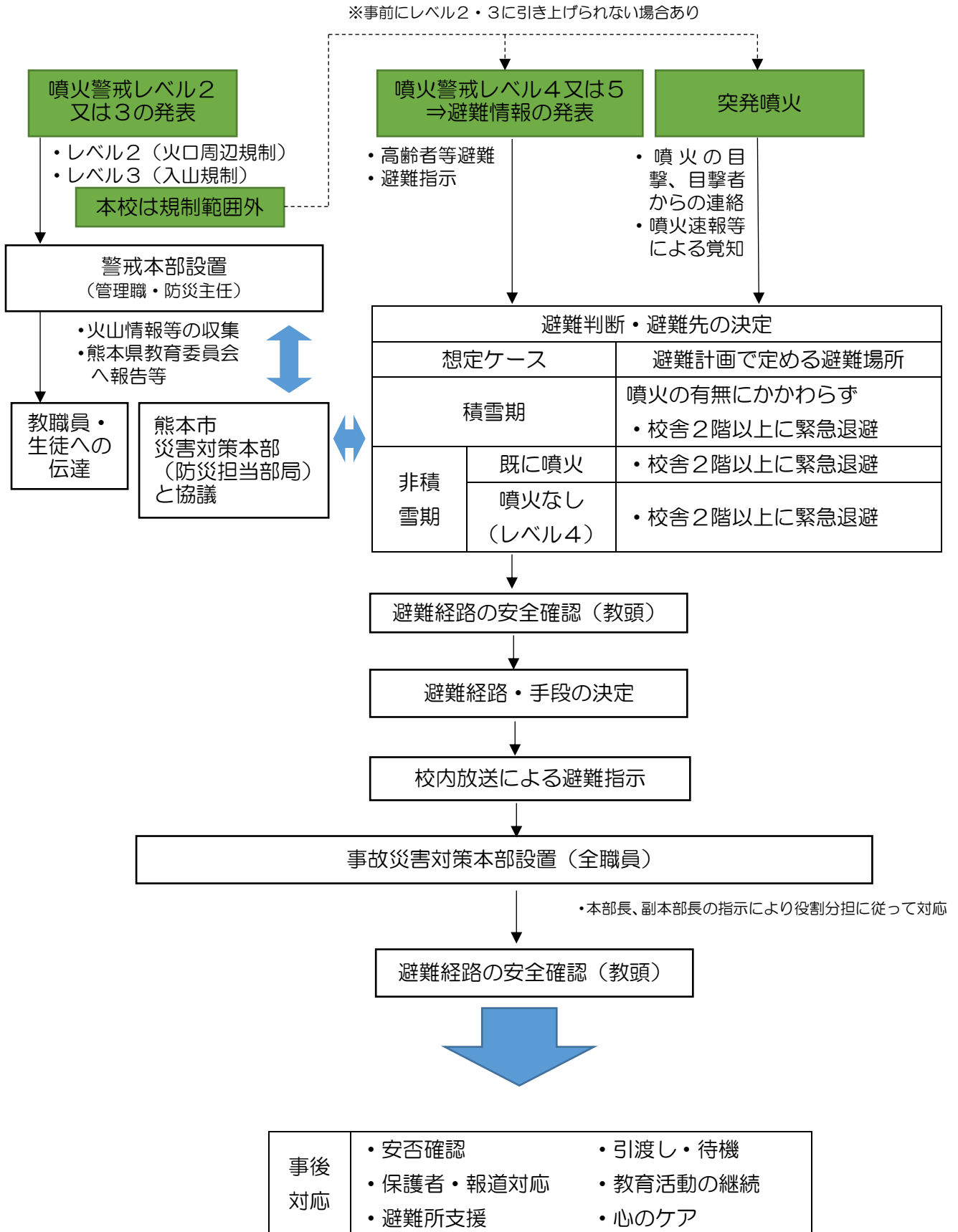
本部

- 対応処置について、熊本県教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

- 動員体制に基づき、配置につく。
- 担当職員は、今後の対応等について保護者へ連絡する。（電話連絡、「すぐーる」、クラスルーム等）

◆ 火山噴火時の対応行動



## ◆ 感染症（結核）の対応行動

### 【例】感染症の発生（結核）

〇〇科2年生のA男は、9月下旬より咳等を訴え、医療機関を受診したが風邪と診断された。その後、市販薬等で症状を抑えながら通学を続けていたが、12月中旬になっても咳、息切れ、発熱、体重減少等の症状が続くことから学級担任が養護教諭に相談し、医療機関に再受診を勧めたところ、結核と診断された。

#### 1 事例の分析と課題

- (1) 症状が長期間継続していることから、結核に感染していることも考えられるので、早期に医療機関への受診を勧める必要がある。
- (2) 結核と診断された場合は、保健所の指導の下に今後の対応が求められるので、診断後、速やかに保健所に連絡し、指導と協力を要請して感染拡大防止を最優先することが大切である。また、校長は、医師の指示により、出席停止の措置を講じなければならない。
- (3) 「結核の診断・調査」治療は長期にわたることがあるので、転校、卒業後の連絡先等の把握が必要となることがある。

#### 2 未然防止のポイント

##### (1) 生徒の健康管理

- ア 教職員は、日ごろから生徒の健康観察に気を付け、病状が激しい場合や症状が長期化している場合は、養護教諭に相談する。
- イ 既往症等からみだ要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

##### (2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が非常に高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を早い時期に必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

##### (3) 保健指導の充実

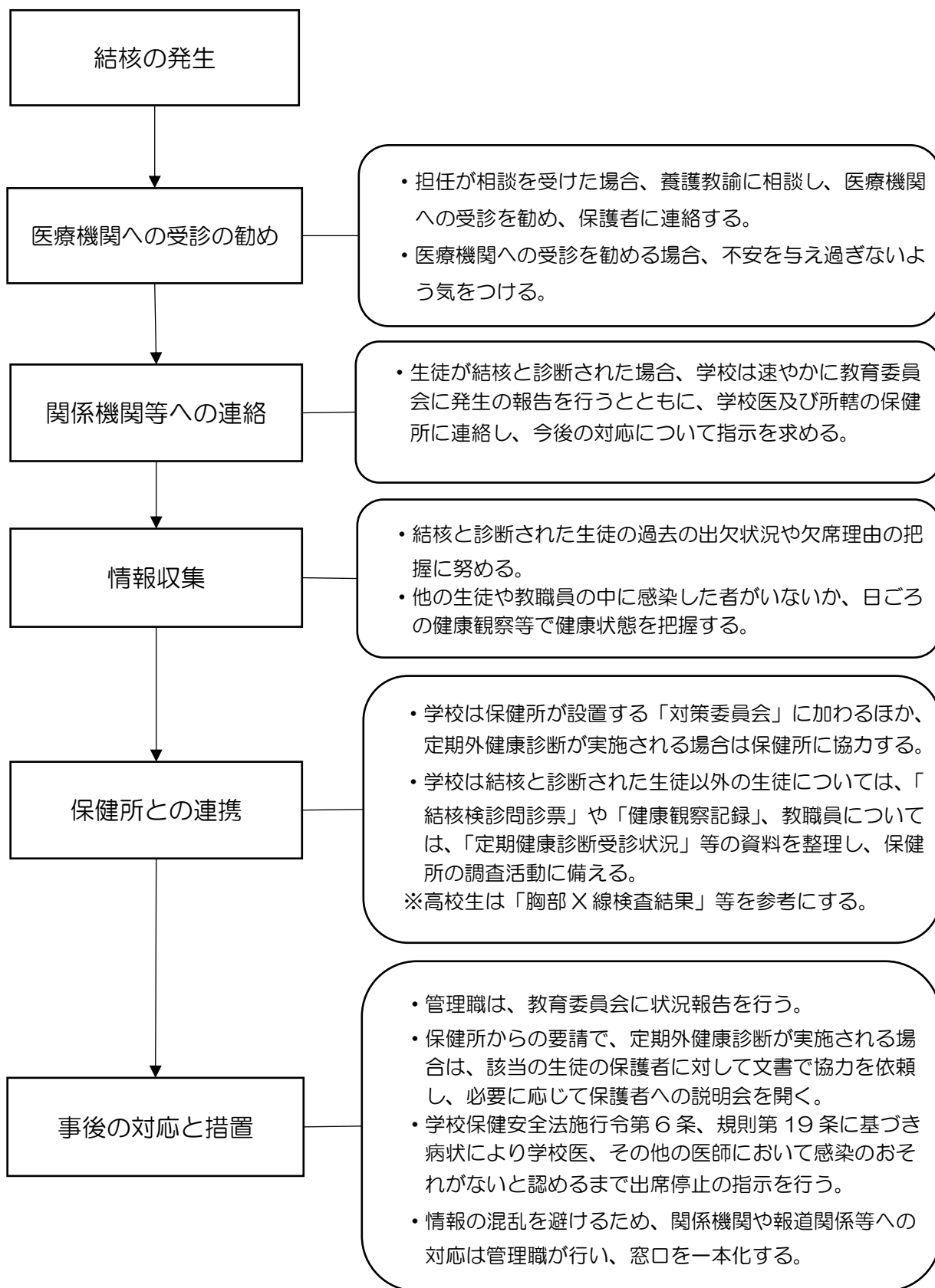
学校医や保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

##### (4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ア 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- イ 保護者に対し、生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

結核は、全身の感染症であるが、肺に病変を起こすことが多い感染症である。子ども、特に乳幼児では家族内感染が多く、また大部分が初感染結核である。予防接種の効果や治療法の進歩で死亡率が低くなったが、結核は決して過去の病気ではなく、学校における集団感染の可能性等を含め、依然として重要な課題である。なお、学校等での集団感染の初発例が教職員等の大人であることも多く、教職員の健康管理は重要である。

## 緊急対応のポイント



## ◆ 給食による食中毒

【例】多数の生徒及び保護者から、嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡が相次ぎ、登校した生徒の中にも、健康観察時に同様の症状を訴える生徒がみられ、早退者も続出した。その後、症状を訴える生徒を診察した医師から食中毒の疑いがあるとの報告があった。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 欠席者が数多く、また、欠席理由と健康観察時の生徒の訴えから学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- (2) 学校給食による食中毒は、集団的・突発的に発生する機会が多いことから、保健所等の関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、生徒に対する衛生指導を充実する。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 衛生管理体制の確立

管理職は、衛生管理責任者（学校栄養職員・不在校については調理主任等）に衛生管理を徹底させるとともに、学校給食施設定期点検マニュアル、学校給食調理マニュアル及び作業工程表を作成させ、毎日の安全衛生管理、定期点検、調理、配缶、配送を適正に実施させる。

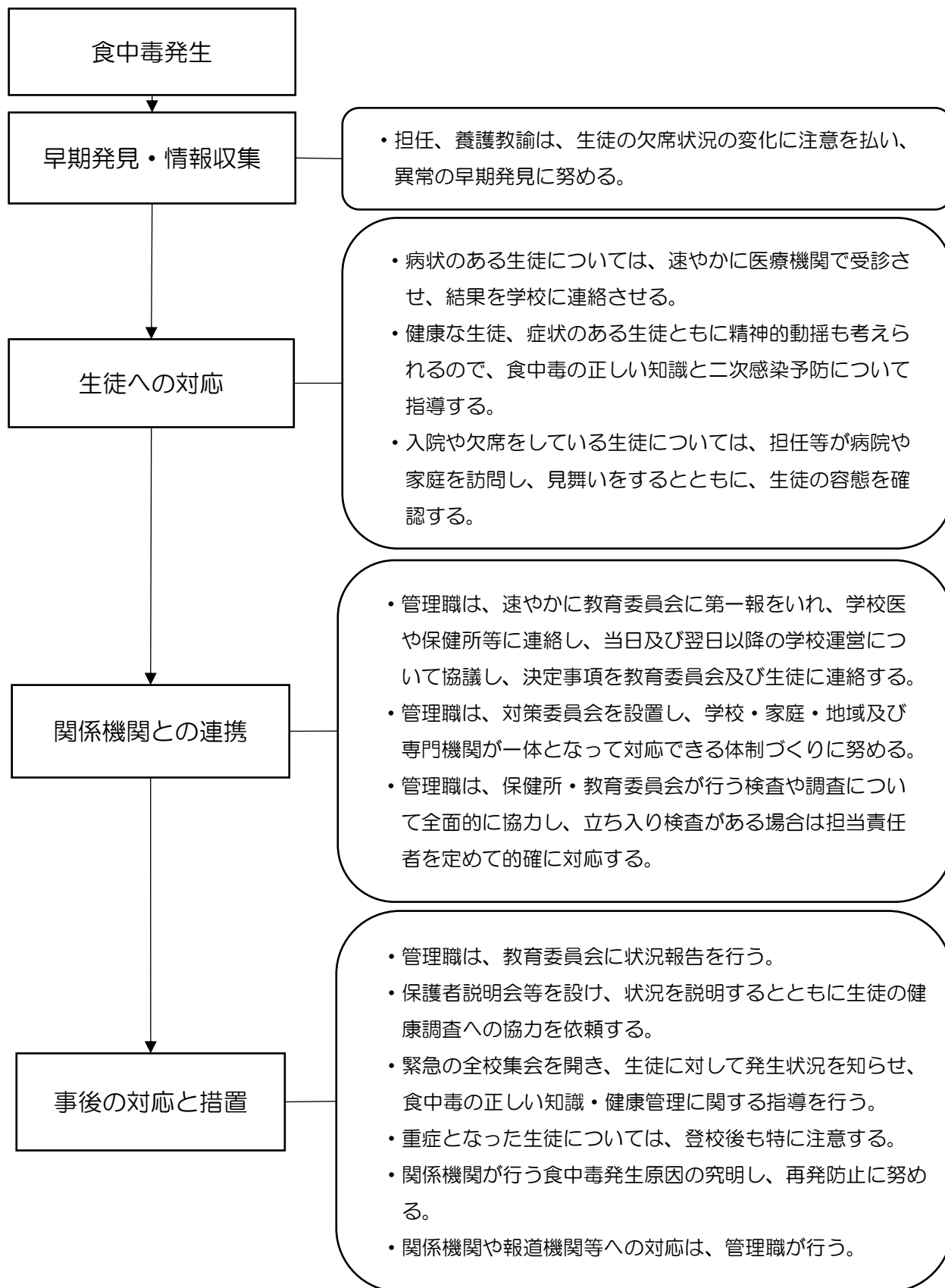
#### (2) 連絡網の整備

管理職は、給食による食中毒の発生が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

#### (3) 日常の健康管理の充実

担任、養護教諭は、日ごろから生徒の欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。また、保護者には、速やかな欠席連絡を行うよう徹底を図る。

## 緊急対応のポイント



## ◆ 給食の異物混入

【例】校長（教頭）が給食の検食をしようとして、汁から異臭がすることに気づいた。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 異臭の原因としては、通常の給食に何らかの形で、食べ物以外の異物が混入したことが考えられる。
- (2) 異物混入の時期としては、食材そのものか、調理中に混入したことが考えられるため、関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、児童生徒に対する指導を充実する。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 危機管理体制の確立

- ア 管理職は、給食での異物混入を想定し、校内体制を確立させておく。
- イ 調理責任者は、調理場での異物混入を想定し、その防止や原因等の分析方法について研究をすすめる、チェック表を毎日記入する等、日ごろから注意を払っておく。
- ウ 学校栄養職員、給食調理職員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、異物混入対策に関する具体的知識を習得させる。

#### (2) 連絡網の整備

異物混入の判明時期としては、①配送前、②配送後調理場での検食時、③検食時、④配食時、⑤喫食時等が考えられる。それぞれの判明時期にどのように対応するか想定し、できるだけ早急に管理職等へ連絡できる体制を整えておく。

#### (3) 検食の時前実施の徹底

学校においては、責任者（校長又は教頭等）が生徒の食事前に検食（原則30分前）を行い、その結果を記録するよう徹底する。

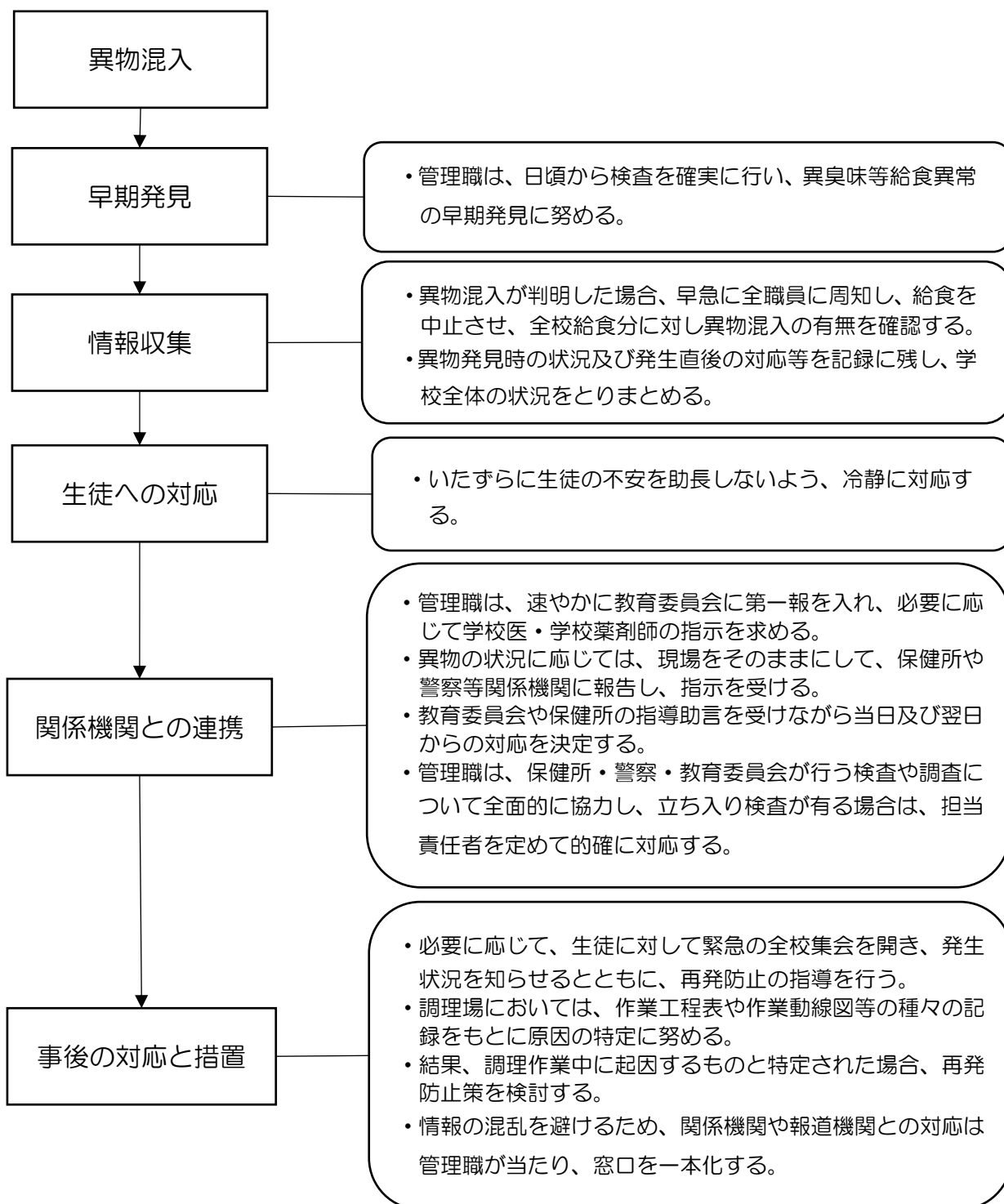
#### (4) 調理場での日常点検の徹底

- ア 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
- イ 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械、器具類、ビニール袋の切片等の使用前・後の点検を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入について予防する。

#### (5) 学校における検収及び管理

- ア 学校への直送納物品については、検収を行った後、保存食（ $-20^{\circ}\text{C}$ 以下、2週間）を取っておく。
- イ 配膳室等保管場所の衛生について十分配慮し、施設できる構造とする。
- ウ 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

## 緊急対応のポイント



## ◆ 食物アレルギー・アナフィラキシー

### 1 食物アレルギーとは

一般的には、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいう。

#### (1) 原因

原因物質は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めるが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因物質は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっている。

#### (2) 症状

症状は多岐にわたり、蕁麻疹（じんま）疹のような軽い症状から、アナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状まで様々である。注意すべきは、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックまで進んでいる点である。

#### (3) 治療

「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の治療（予防）法で、万一症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要である。蕁麻疹等の軽い症状に対しては、抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあるが、ゼーゼー・呼吸困難・嘔吐・ショック等の中等症から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処（アドレナリン自己注射薬（エピペン）の注射）が必要になってくる。

### 2 運動誘発アナフィラキシーとは

運動が引き金となって、蕁麻疹、呼吸困難、血圧低下、意識消失等のアナフィラキシー症状が出現する病気である。この病気は、バスケットやテニス、アメリカンフットボール等、激しい運動により引き起こされることが多いが、散歩等の軽い運動で起きることもある。

日本では更に、運動の前に食事をすると運動誘発アナフィラキシーをより起こしやすくすることが多く、これを「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」と呼んでいる。食べ物を食べてから2時間は運動を避けることで、食物依存性運動誘発アナフィラキシーはある程度予防可能であるが、症状が起きてしまった時には、抗ヒスタミン薬や副腎皮質ステロイド薬を服用し、安静にすることが必要である。

#### (1) どうして起きるのか？

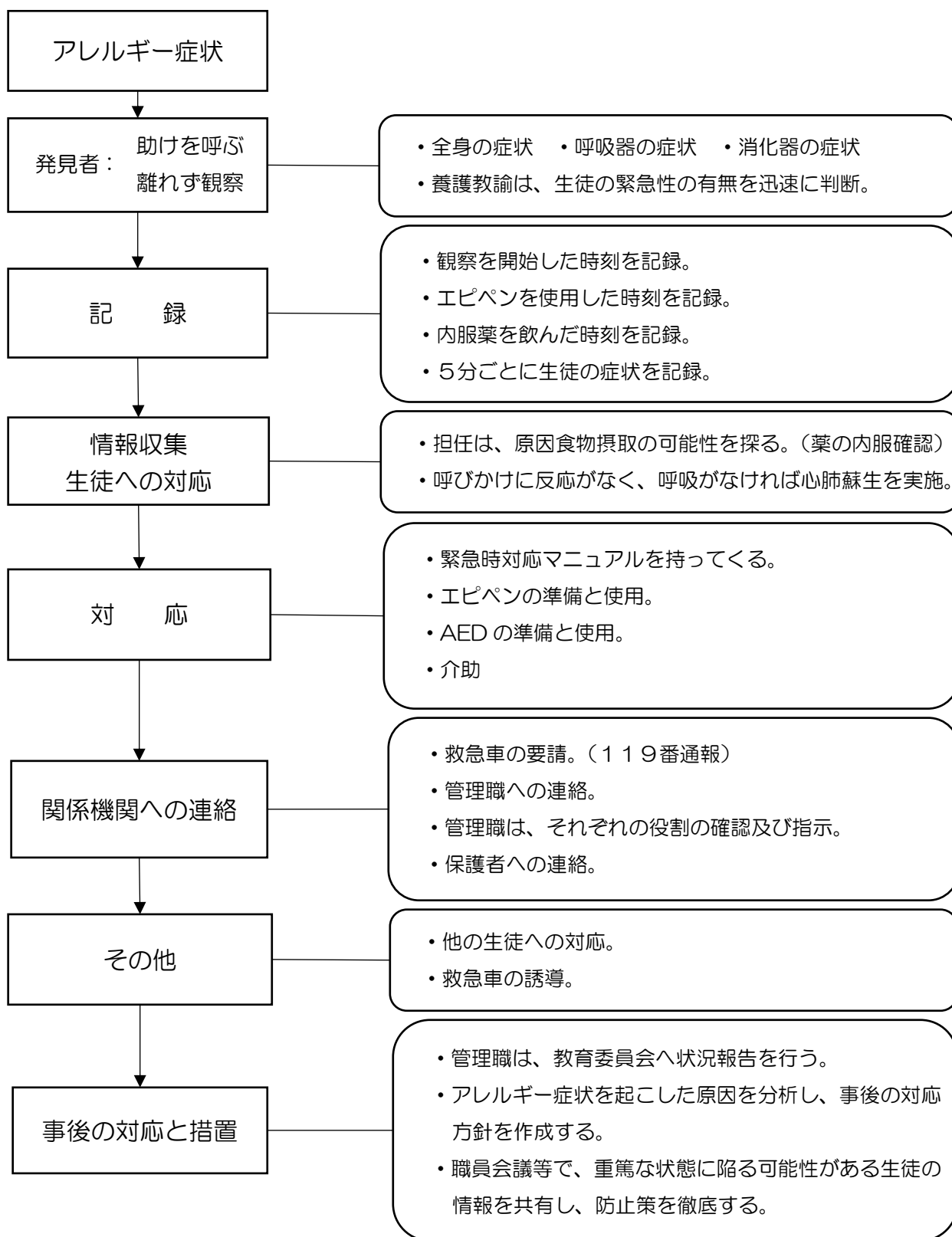
運動や食事がきっかけとなり、肥満細胞というアレルギー反応で重要な役割を担う細胞からヒスタミンという物質が出される。このヒスタミンが、気管支を収縮させ呼吸困難を引き起こし、血管透過性を高めて血管の外側の組織に体液を漏出させることで、浮腫や血圧低下を引き起こすことがある。また、食事の後で運動をすることで、食事に含まれるアレルギーの吸収を高めることも誘因の一つと考えられている。

#### (2) 症状が出現した場合はどうすればいいのか？

運動中に症状が出現した場合には、直ちに運動を止めて安静を保つことが大切である。それでも症状が進んでいく場合には、直ちに医療機関を受診する必要がある。

なお、症状が頻繁に起きる場合には、前もって医師より薬の処方を受けて、発作に備えて「アドレナリン自己注射薬（エピペン）」を携帯することが勧められる。

## 緊急対応のポイント



## ◆ 光化学スモッグ

光化学スモッグとは、窒素酸化物や炭化水素・揮発性有機化合物等が、太陽からの強い紫外線を受けて「光化学オキシダント」を発生させ、滞留した状態になること。目がチカチカしたり息苦しくなったり等の身体症状が出る。熊本県が、光化学スモッグ注意報（0.12ppm/h 以上）を発令した場合、校長は直ちに生徒への安全対応を指示する。

### 1 事例の分析と課題

#### （1）光化学スモッグが発生しやすい気象

ア 気温が高い（25℃以上）・・・ 光化学反応を起こす直接的要因

イ 日差しが強い（紫外線が強い）・・・ 光化学反応を起こす直接的要因

ウ 風が弱い（風速3m以下）・・・ 光オキシダントが滞留する条件

※熊本市の場合は、春先から梅雨入りにかけて、光化学オキシダント濃度が高くなる傾向にある。

#### （2）光化学スモッグによる身体への影響

ア 目の症状 目がチカチカする、涙が出て止まらない 等

イ 呼吸器の症状 のどがイガイガする、のどが痛い、咳が出る、息苦しい 等

ウ その他の症状 頭痛、吐き気 等

### 2 注意報発令時の対処ポイント

#### （1）自分でできる対応

ア 目を洗い、うがいを行って、安静にする。

イ 症状が速やかに改善されない場合には、医師の手当てを受ける。

ウ 手足のしびれ、呼吸困難、失神等の症状が生じたときは、直ちに医師の手当てを受ける。

#### （2）学校としての対応

ア 屋外での体育や実習等の激しい運動をやめ、できるだけ屋内で活動する。

イ 窓を閉める等、外の空気が入らないようにする。

ウ 不要な外出は避けるとともに、自動車の利用をできるだけ控える。

エ 目や喉等に刺激を感じる生徒が出た場合は、洗眼、うがいをさせるとともに、養護教諭に伝え、生徒の症状が改善されない場合は、医師の手当てを受ける。

### 3 緊急対応のポイント

		一般的留意事項	屋 外	教室内
日 常		1 気象の観察（天候・風向・気温・視程障害の有無）を行う。 2 生徒の健康管理に十分注意する。 3 健康上注意を要する生徒を個々に把握しておく。 4 各教室内の窓・カーテンを整備する。 5 被害者救護のための対策を講じておく。 （1）予備室（エアコン、空気清浄機により環境が保たれる保健室等）を指定しておく。 （2）救急用具等を整備しておく。 （3）連絡方法を明確にしておく。 （4）被害発生時の、正確な被害生徒把握ができるようにしておく。 （5）被害発生時の講ずべき措置について全職員の役割を確認。		
視程障害時 （風が弱く、霽がかかったように視界がかすむ状態）		1 密な気象観察 2 健康上注意を要する生徒への配慮・観察	1 視程障害が強く、高温、高湿度の場合は、努めて屋外運動を避け、生徒を校舎内に待避させる。	1 なるべく、戸外に面した窓を閉める。 2 戸外に面した窓を開ける時は、カーテンを閉める。
緊 急 時 発 令	予 報	1 視程障害の有無、気象の観察を行う。	1 屋外活動をする場合は、気象の観察に注意して行う。	
	注意報	1 直ちに全生徒・全職員に周知する。 2 校医に通報し、協力体制を取る。 3 生徒の健康観察を密にし、異常者の把握に努める。	1 授業、実習、部活動指導計画等を適宜変更し、努めて屋外活動を避ける。 2 放課後は、寄り道をしないよう注意を与えて下校させる。	1 戸外に面した窓を閉める。 2 やむをえず、戸外に面した窓を開ける時は、カーテンを閉める。
	警 報	1 緊急放送を入れ、直ちに全生徒・全職員に周知する。 2 校医に通報し、協力体制を取る。 3 生徒の健康観察を密にし、異常者の把握に努める。 4 発令が解除されない場合で、異常者が多数出た場合は、屋内避難を継続する。異常者がほとんど見られない場合は、放課後は注意を与え、直ちに下校させる。	1 屋外活動を全て取りやめ、生徒・教職員全員を校舎内に避難させる。 2 放課後は、予報の状況により、注意を与えて下校させるか、屋内に退避させて保護者に引き渡すか判断する。	1 戸外に面した窓を閉める。 2 やむをえず、戸外に面した窓を開ける時はカーテンを閉める。
異常者の救急措置		1 光化学スモッグが原因と思われる被害の訴えがあった時は、直ちに屋外活動を取りやめ、生徒を屋内に避難させる。 2 予備室を定め、被害者が良好な環境で安静にできるよう努める。 3 軽症者への対応 目や喉の痛みがある場合は、水道水で洗眼及びうがいをさせる。 4 重症者への対応 呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状がある時は、軽症者と区別して別室で休養させ、学校医の判断を仰ぎながら救急車で搬送し、医師の診断を受けさせる。 5 被害発生時、直ちに、体育保健課及び保健所に速報する。被害状況把握後は、報告書を提出する。		

◆ 学校行事における事故発生に伴う報告の対象範囲及び連絡系統図

学校事故及び日常生活における児童生徒の事故に関する報告は、事故の種類に応じて事故発生と同時に、県教育委員会、教育事務所及び地教委に行い、その実態を十分に把握することが肝要である。事故報告の対象範囲及び連絡は次のとおりである。

	報告事故の種類	報告事故の対象範囲	連絡系統図	県の担当
校内活動中の事故	学校体育に関する事故	日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に示す学校管理下における死亡事故もしくは事故発生後就学に不利益となるもの	学校→体育保健課 (学校体育班)	( ) 課 氏名 ( )
	健康安全に関する事故	日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に示す学校管理下における予防措置等に係る事故または登下校等の交通事故	学校→体育保健課 (学校体育班) ↓ 所属地市町村	( ) 課 氏名 ( )
	学校給食に関する事故	学校管理下内に発生した学校給食に係る事故	学校→体育保健課 (健康教育班) ↓ 所属地市町村	( ) 課 氏名 ( )
校外活動中の事故	学校管理下外におけるスポーツ活動・水泳・登山及び交通事故	スポーツ活動・水泳(遊泳)登山に係る事故	学校→体育保健課 (学校体育班) ↓ (写) 高校教育課	( ) 課 氏名 ( )
		交通事故に係る事故	学校→体育保健課 (学校体育班) ↓ (写) 高校教育課	( ) 課 氏名 ( )

◆ 校内生徒事故対応メモ（連絡時の備忘項目）

- (1) 救急車（119）…… 学年、氏名、性別、傷病の概略、校内への進入経路と場所  
 (2) 病院……… 学年、氏名、性別、傷病の概略、すぐ診てもらえるか

【学校医】

内科	瀬上 一誠	378-0107
内科	本多 恵	381-2552
内科	松尾 知子	383-3880
整形外科	寒野 龍弘	363-2100
耳鼻科	定永 恭明	386-2855
眼科	粟井 麻衣子	383-2005
歯科	渡邊 洋	367-4333
薬剤師	渡部 佳子	383-0113

【近くの病院】

熊本赤十字病院	384-2111
済生会病院	351-8000
熊本市民病院	365-1711
熊本機能病院	345-8111
熊本整形外科病院	366-3666
水前寺脳神経外科	384-0186
熊本脳神経外科	372-3911
熊本ひふ科・形成外科	382-0006

- (3) タクシー ……… すぐ来られるかどうか  
 <交通タクシー>0120-556-567      <水前寺タクシー>0120-384-384  
 (4) 保護者 ……… いつ、なにをして、傷病の状況、意識の有無、病院名、保険証等  
 (5) 関係機関 ……… チェックノートにまとめてから対応  
 <体育保健課>333-2710      <高校教育課>333-2685

事故者 氏名		科 年 男・女	担 任		保護者 氏名	
電話	保護者との連絡状況					
相手方 氏名		科 年 男・女	担 任		保護者 氏名	
電話	保護者との連絡状況					
発生日時	令和 年 月 日 ( ) : 頃					
傷病の程度						
発生場所						
原因等						
応急措置						
搬送病院名				電 話		
搬送手段				到着時刻	時	分
その他						

## ◆ 報道機関への対応

### (1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、熊本県教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となる等学校単独での対応が困難な場合は、熊本県教育委員会に支援を要請する。

### (2) 報道機関への対応上の留意点

○正確な事実情報の提供：個人情報、人権等に最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・可能な限り、警察・消防等当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
- ・事前に被災生徒等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
- ・熊本県教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

○誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

○公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

○報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

【例】取材に関する必要事項

- ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- ・報道資料の提供（記者会見）の予定等

○取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号等連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。

○明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、熊本県教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

◆ 生徒の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した生徒及び事故・災害等の目撃等により心身の健康に影響を受ける可能性がある生徒（以下、「当該生徒等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び個別生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該生徒等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) ト라우マ反応への対応

トラウマを経験した生徒には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情 緒	・恐怖、怒り、抑うつ ・フラッシュバック	・分離不安、退行（赤ちゃん返り） ・感情の麻ひ ・睡眠障害 等
行 動	・落ち着きがない ・衝動的（暴力、自傷）	・イライラ ・非行、薬物乱用 等
身 体	・吐き気、おう吐 ・かゆみ等の皮膚症状 等	・頭痛、腹痛等の身体の痛み
認 知	・安全感や信頼感の喪失 ・様々な対人トラブル 等	・罪悪感 ・自尊感情の低下
学 習	・成績低下	・宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある生徒にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子供のそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」等と伝える。

→【不安に対して】

子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】

体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しい等）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】

不安状態であるときに、子どもはふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまうたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子どもが失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」等ねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該生徒等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職</li> <li>・生徒指導主事</li> <li>・当該生徒等の学級担任</li> <li>【必要に応じ、以下の参加も要請する】</li> <li>・スクールカウンセラー</li> <li>・学校医</li> <li>・防災主任</li> <li>・保健主事</li> <li>・養護教諭</li> <li>・スクールソーシャルワーカー</li> </ul>
協議・ 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒等の健康状態に関する情報の把握、共有</li> <li>・対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、等）</li> <li>・ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等）</li> <li>・保護者等からの相談窓口設置の要否</li> <li>・教職員間の役割分担（ケア、指導の主担当者等）</li> <li>・専門機関等の支援者の役割分担、支援内容</li> <li>・教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否</li> </ul>

(4) 関係機関等との連携

校長は、当該生徒等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体等、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関等地域の専門機関等を紹介する際には、当該生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

◆ 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避ける等心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。

○不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置等を検討する。

○事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。

○教職員の心の健康に関する研修会を実施する。

○状況により、心の健康に関するチェックを行う。

○休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

## （２）教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に生徒への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

○個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。

○ストレスに伴う心身の不調は誰にでも起こることと認識して、相談や受診することをためらわない。

○リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

◆ 報告様式集

様式 F (体育活動中における事故及び飲料水等の事故)

[ ] 事故発生 (速報・追加)

令和 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 熊本県立熊本工業高等学校

報告者：職名 ( ) 氏名 ( )

学 校 名	熊本県立熊本工業高等学校	校 長 名	
関 係 者	【甲】本人： 男・女 年生 【乙】相手： 男・女 歳位		
発生年月日	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃		
発生場所			
事故の程度			
事故の概要			
保護者への 対応・説明			
その後の経過 (追加報告の 際に記入)			
※ 受 信 日	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃：受信者 ( )		

発生の都度、下記の順序で電話及びメールにより速報する。

○県立学校 学校  $\xrightarrow{\hspace{10em}}$  県立学校教育局体育保健課

○市町村立学校 学校  $\rightarrow$  市町村教育委員会  $\rightarrow$  教育事務所  $\rightarrow$  県立学校教育局体育保健課

**注 意**

- 1 [ ] には、体育の授業中の(事故)、部活動中の(事故)等の区分を記入する。
- 2 速報の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。
- 3 追加が必要となった場合は、速報に使用した用紙を活用し、「その後の経過」の欄に記入し報告する。
- 4 ※は県教育委員会で記入する。
- 5 終了後、学校長は、詳細な事故報告を提出する。
- 6 救急搬送・入院を伴うような事故や、後遺症等が疑われる場合について速報する。

**様式A-① (感染症(麻しん、インフルエンザ、結核、新型コロナウイルス感染症を除く)・食中毒(学校給食を除く)発生状況)**

感染症(麻しん、インフルエンザ、結核、新型コロナウイルス感染症を除く)・食中毒(学校給食を除く)  
発生報告(速報・追加)

令和 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 \_\_\_\_\_

報告者：職名( ) 氏名( )

学校名	熊本県立熊本工業高等学校	
学校長名		
学校の所在地	熊本市中央区上京塚町5-1	
児童生徒名	氏名 ( )年( )組(男・女)	
学級・学年数	学年： 学級 在籍 名	学級：男 名・女 名
発生年月日	令和 年 月 日 ( )	
疾病名		
概要	※発生の経過、学校の対応、医療機関との連携等	
その他	※他の児童生徒の健康状態等	
※受信日	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃：受信者( )	

発生の都度、下記の順序で電話又はFAXにより速報する。内容は報告書のとおり。

○県立学校 学校 → 教育庁県立学校教育局体育保健課  
○市町村立学校 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁県立学校教育局体育保健課

**注 意**

- 1 感染症(麻しん、インフルエンザ、結核、新型コロナウイルス感染症を除く)・食中毒(学校給食を除く)の発生時には、この様式により電話かFAXで速報する。
- 2 終了後、学校長は、詳細な報告(様式A-③)を提出する。

様式 A-② (学校(共同調理場)における食中毒等発生状況)

学校 (共同調理場) における食中毒等発生状況報告

令和 年 月 日

		都道府県名	熊本県			
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所 長 名)				
学校・共同調理 場の所在地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食中毒等の発生状況	発生日時	令和 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発生場所					
	児童生徒数		男	女	計	備 考
	患者数等 年 月 日 現在	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				
		うち欠席者数				
		うち入院者数				
		うち死亡者数				
	主な症状					
発生原因 (欄外に記す)						
献 立 表	(食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちに FAX にて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計 を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。  
 4 教育委員会への報告は、終焉するまで継続的に行うこと。

様式 A-③ (感染症・食中毒発生状況)

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

令和 年 月 日

1 学 校 名		熊本県立熊本工業高等学校																
2 学校の所在地		熊本市中央区上京塚町5-1																
3 感染症・食中毒等の発生状況	(1) 病名 (疑われる病名)																	
	(2) 発生年月日																	
	(3) 終焉年月日																	
	(4) 発生の場所																	
	(5) 患者数・欠席者数	学 年	在 籍 数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
			給食実人数															
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
		第2学年																
		第3学年																
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6) 発生の経過																		
4 患者及び死亡者発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1) 学校の処置																	
	(2) 学校の管理機関の処置																	
	(3) 保健所その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他参考となる事項																		

- (注) 1 職員に該当者があったときは、3 (5) の備考欄に当該人員を記入すること。  
 2 患者数とは、欠席者数、入院者数、死亡者数を含めた人数とする。  
 3 共同調理場の場合は、3 (5) に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

様式 A—④ (感染症・食中毒等発生状況)

学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎等発生報告 (速報・追加)

令和 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 \_\_\_\_\_

報告者：職名 ( ) 氏名 ( )

学校名 (共同調理場名)		校長名 (所長名)	
学校 (共同調理場) の所在地		電話番号	
調理委託会社名 (委託の場合)		電話番号	
受配校名 (共同調理場のみ)			
該当従事者の 職・氏名			
検便検査方法		検査実施日	
該当従事者の 発症状況 (同居家族等も含む)			
該当従事者からの 発症連絡日時			
発症連絡後の 調理場内の 洗浄・消毒	日時		
	場所		
	実施者		
発症前の 作業状況	日		
	内容		
当日及び当日以降の 給食の停止	有 ・ 無	給食停止期間	
保護者への連絡文書の有無	有 ・ 無	※有の場合は添付 (後日提出でも可)	
児童生徒等の健康状況			
その他	※学校 (共同調理場) の対応、医療機関等との連携		
※受信日	令和 年 月 日 ( )	時 分頃	受信者 ( )

発生の都度、下記の順序で電話又は F A X により速報する。内容は報告書のとおり。

- 県立学校 学校 → 教育庁県立学校教育局体育保健課  
 ○市町村立学校 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁県立学校教育局体育保健課

様式G

アナフィラキシーショック【食物、蜂、化学物質、運動誘発等】発生報告（速報・追加）

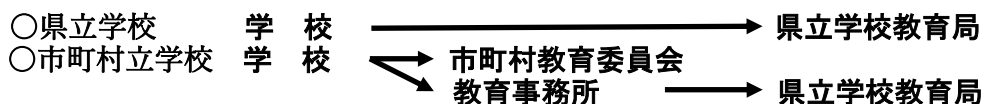
令和 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 \_\_\_\_\_

報告者：職名（ ） 氏名（ ）

学 校 名	熊本県立熊本工業高等学校
学校長名	
学校の所在地	熊本市中央区上京塚町5-1
児童生徒名	氏名 ( )年( )組(男・女)
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
発生場所	
既 往	学校生活管理指導表(有 無) 原因物質等( )
概 要	※発生の経過、学校の対応、医療機関との連携等 エピペンの使用(有 無)
その後の経過	
※受信日	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃:受信者( )

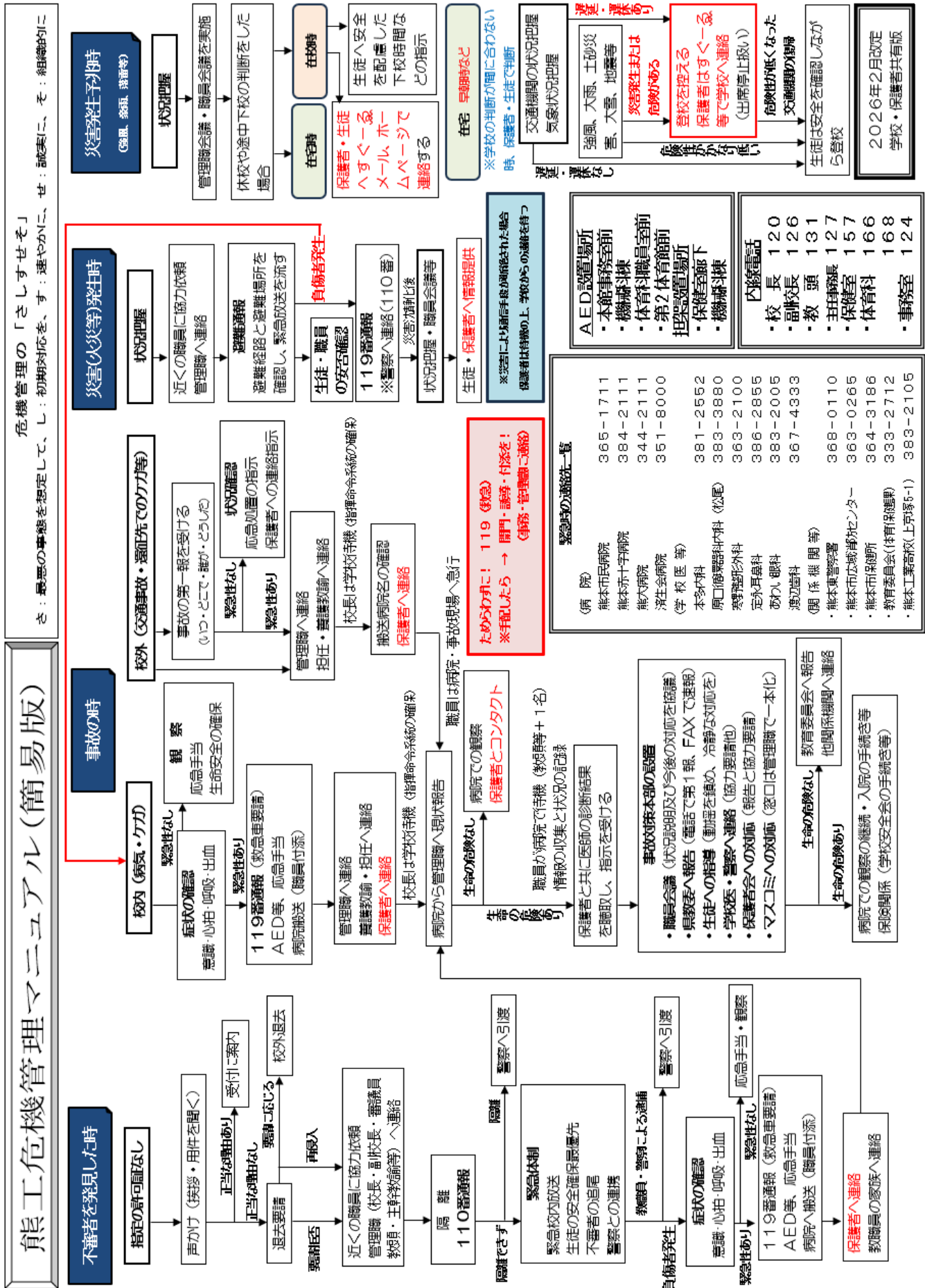
発生の都度、下記の順序で電話又はFAXにより速報する。内容は報告書のとおり。



**注 意**

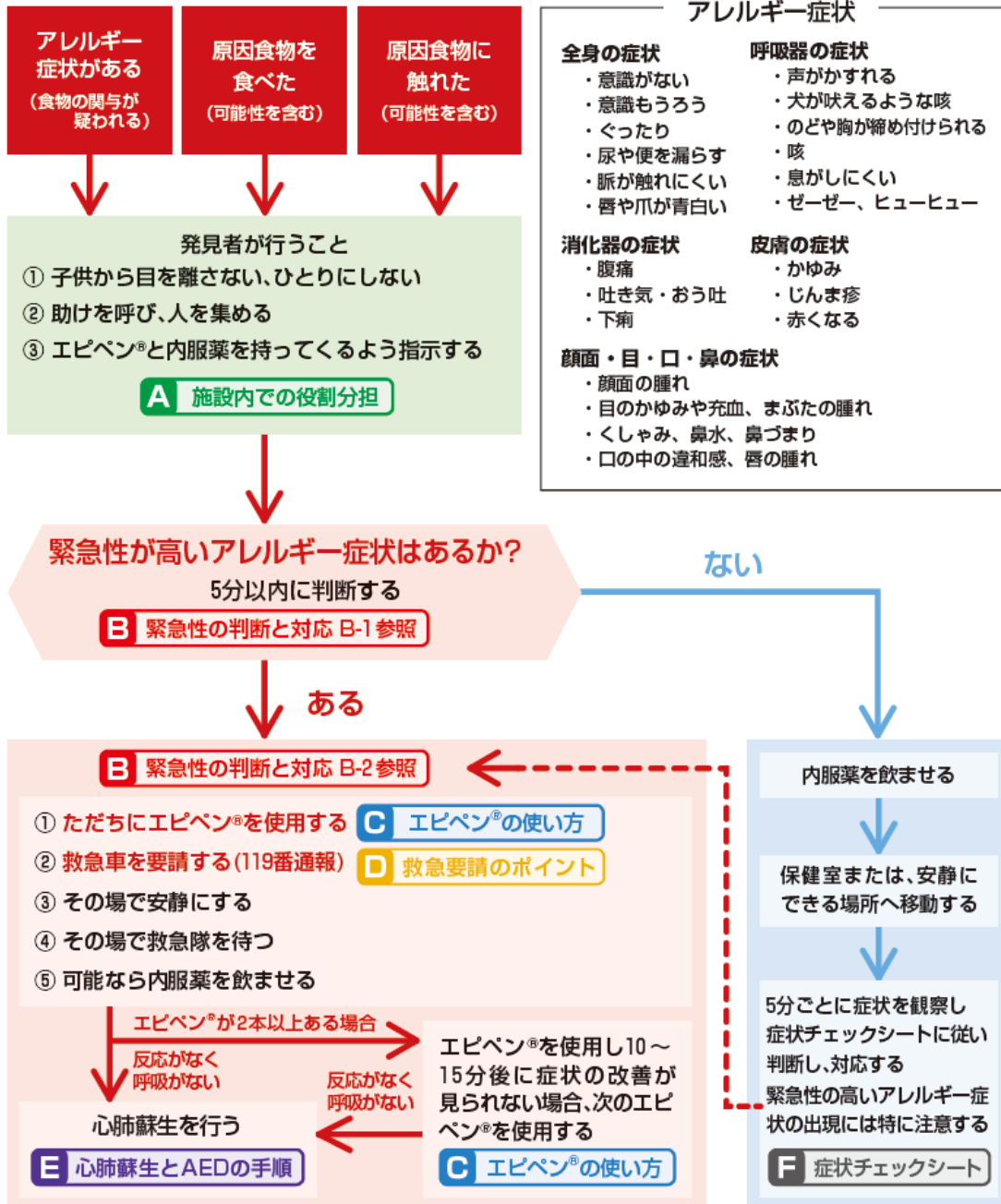
- 1 アナフィラキシーショックの発生時には、この様式により電話又はFAXにて速報すること。
- 2 速報の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。
- 3 ※は県教育委員会で記入する。
- 4 終焉後、学校長は詳細な報告

◆ 危機管理マニュアル (簡易版)



# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

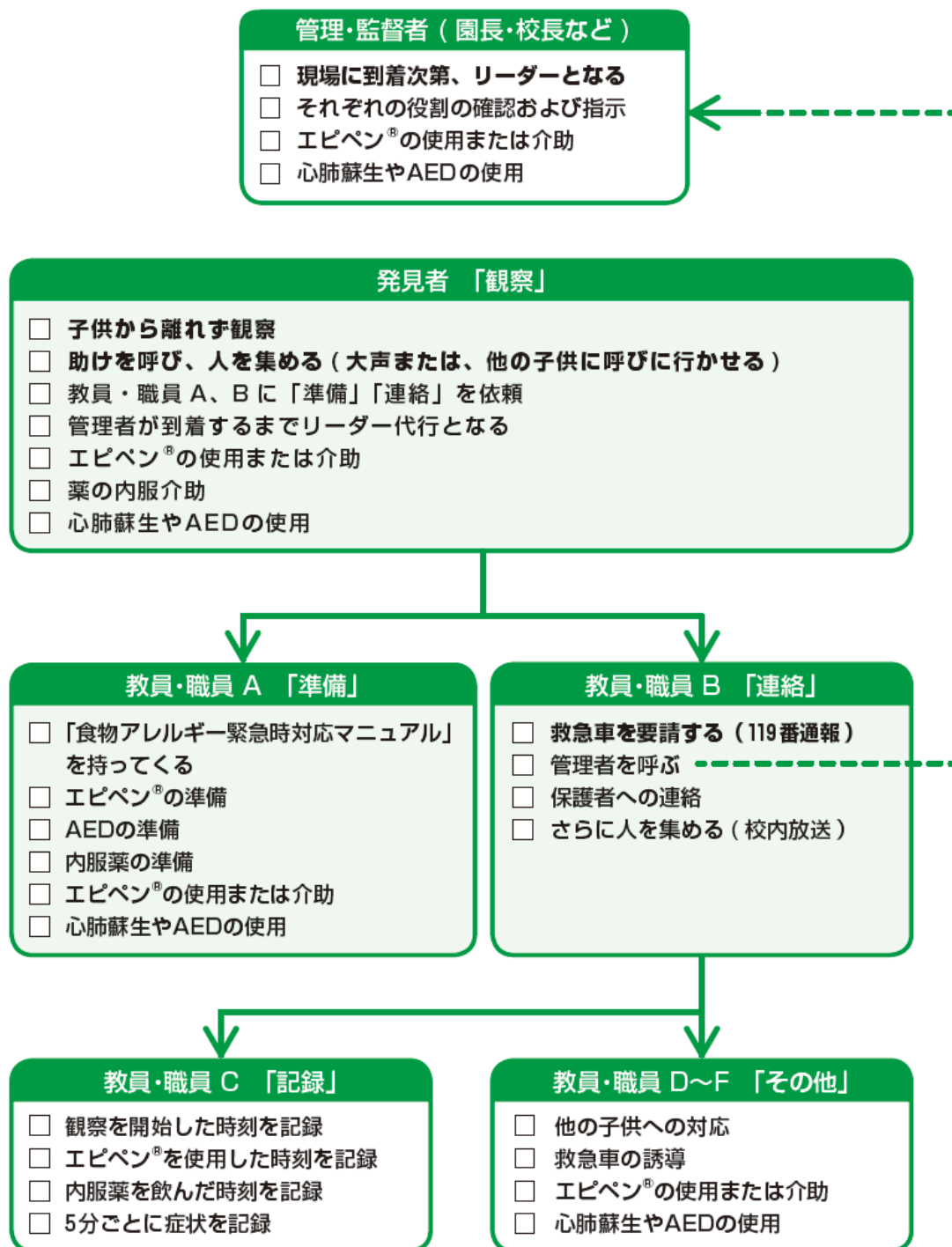
## アレルギー症状への対応の手順



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ C エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

#### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

# C

## エピペン<sup>®</sup>の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!**  
**押しつけたまま5つ数える!**

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

### 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

### 注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

#### 仰向けの場合



#### 座位の場合



# D

## 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、  
火事ですか？  
救急ですか？

救急です。



①救急であることを伝える



住所はどこですか？

○区（市町村）○町  
○丁目○番○号  
○○保育園  
（幼稚園、学校名）です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が  
給食を食べたあと、  
呼吸が苦しいと  
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在どのよう  
な状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン<sup>®</sup>の処方やエピペン<sup>®</sup>の使用の  
有無を伝える



あなたの名前と  
連絡先を教えてください

私の名前は  
○×□美です。  
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

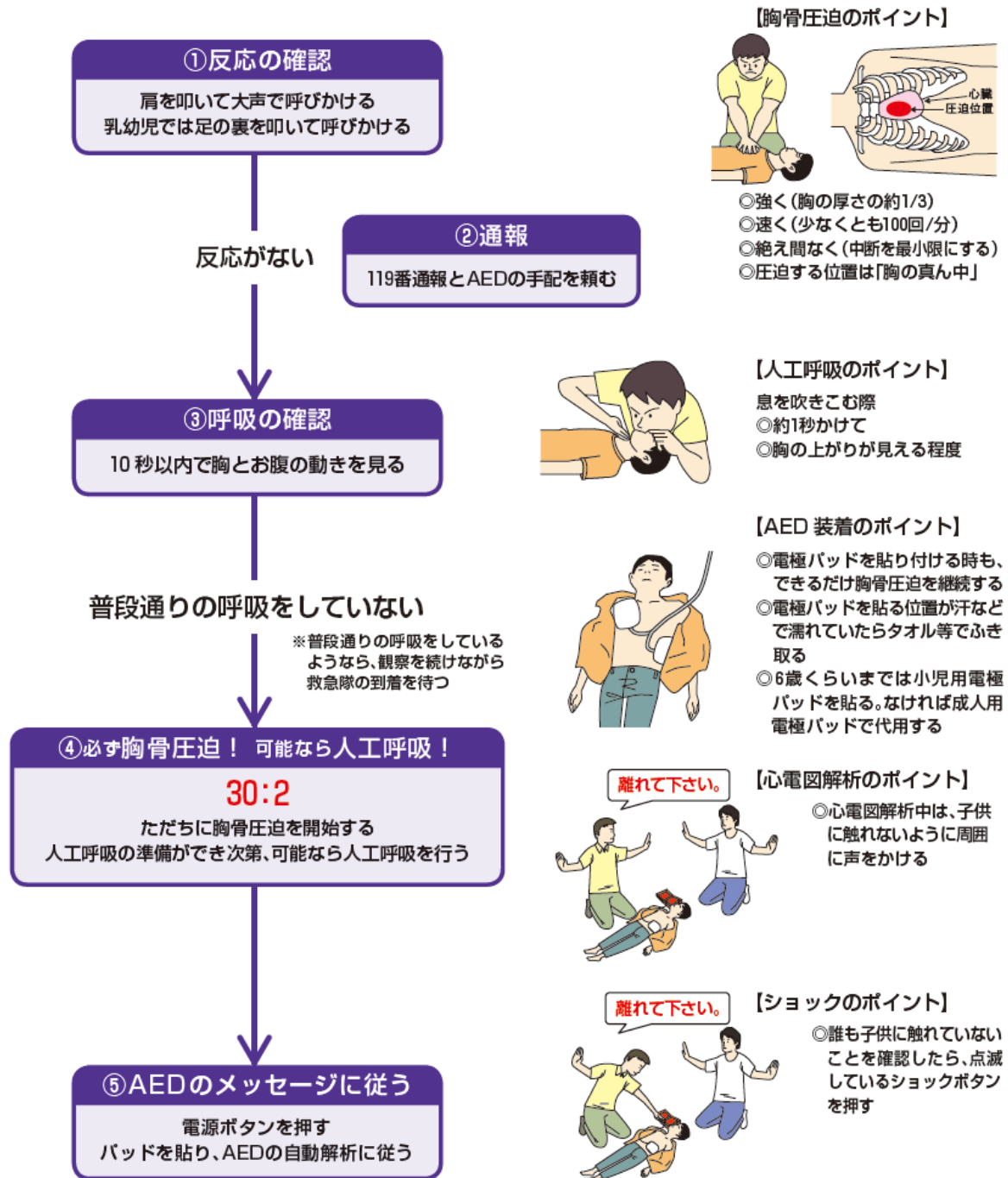
- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

# E

## 心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



# F

## 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エピペン®を使用した時刻( 時 分)

全身の  
症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器  
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器  
の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・  
鼻・顔面  
の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の  
症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が  
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ  
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**B** 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で  
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する  
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに  
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、  
注意深く経過観察

◆ 災害対応メモ

火災 ・ 風水害 ・ 地震

災害発生日時	令和	年	月	日	( )	時	分
災害発生場所							

避難確認 ※ ( ) 内は女子数

1年生	機械	電気	電子	工業化学	テキスタイルデザイン	土木	建築	材料技術	インテリア	情報システム	学年計
生徒数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
確認者											

2年生	機械	電気	電子	工業化学	テキスタイルデザイン	土木	建築	材料技術	インテリア	情報システム	学年計
生徒数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
確認者											

3年生	機械	電気	電子	工業化学	テキスタイルデザイン	土木	建築	材料技術	インテリア	情報システム	学年計
生徒数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
確認者											

	1年生	2年生	3年生	計
男子				
女子				
計				